

**2020 年度**  
**一般社団法人日本社会福祉学会**  
**関東部会研究大会**

**自由研究報告**  
**抄録集**

**開催日：2021年3月6日（土）**  
**会場：オンライン（Zoom）**

2020年度日本社会福祉学会関東部会研究大会自由研究報告

分科会	座長	時間	部門	報告者	演題
第1分科会	浅野 貴博 贄川 信幸	9:30~9:55	萌芽的研究報告部門	長縄 洋司	オンラインの12ステップミーティングが参加者にもたらすもの
		9:55~10:45	研究報告部門	岩田 千亜紀	障害のある性暴力被害者へのICTを活用したソーシャルワーク支援の検討
		10:45~11:35	研究報告部門	石原 まほろ	障害者の就労支援分野のスーパーバイザーに求められる資質とは何か？
第2分科会	荒井 浩道 岡田 哲郎	9:30~9:55	萌芽的研究報告部門	松村 智史	子どもの権利擁護におけるソーシャルワークのあり方に関する一考察
		9:55~10:45	研究報告部門	越川 文雄	後見人に関する苦情申立て制度整備の必要性
		10:45~11:35	研究報告部門	新藤 健太	社会福祉分野における社会的インパクト・マネジメント活用の可能性
第3分科会	久保 美紀 根岸 弓	9:30~9:55	萌芽的研究報告部門	木口 恵美子	専門職としての保育士養成の現状と展望
		9:55~10:45	研究報告部門	川池 智子	〈依存労働〉としての子育ての支援とケアの倫理
		10:45~11:35	研究報告部門	池田 紀子	学校と関係機関の連携に関するスクールソーシャルワーカーの判断と行動への影響要因
第4分科会	佐藤 惟 渡邊 浩文	9:30~9:55	萌芽的研究報告部門	王 一迪	高齢者と青年ボランティア
		9:55~10:45	研究報告部門	八嶋 美恵子	高齢者を介護する家族の経験
		10:45~11:35	研究報告部門	佐々木 宰	介護職による「尊厳の保持」に向けた関係形成に関する一考察
第5分科会	豊田 宗裕 西田 恵子	9:30~9:55	萌芽的研究報告部門	鈴木 智子	地域住民との連携・協働により社会資源を開発したソーシャルワーカーのプロフェッショナルコンピテンス
		9:55~10:45	研究報告部門	堀 崇樹	地域参加促進イベントにおける普及ネットワークの働き
		10:45~11:35	研究報告部門	山脇 敬子	福祉専門教育における自己評価の変化とその諸要因
第6分科会	成田 すみれ 山田 知子	9:30~9:55	萌芽的研究報告部門	小山 宰	医療生活協同組合における保健医療福祉への組合員参加の促進に関する一考察
		9:55~10:20	萌芽的研究報告部門	相良 友香	「利用者主体」についての考察（1）
		10:20~10:45	萌芽的研究報告部門	新保 幸男	「利用者主体」についての考察（2）
		10:45~11:10	萌芽的研究報告部門	小野田 由実子	障害のある人の表現活動の成果に関する文献検討
		11:10~11:35	実践報告部門	小幡 知史	療育場面における倫理的ジレンマ
		11:35~12:00	実践報告部門	笹尾 雅美	地域における父親の子育て支援活動の方向性

## 萌芽的研究報告部門

### オンラインの12ステップミーティングが参加者にもたらすもの

#### —新型コロナ下における参加状況聞き取り調査から—

社会福祉振興・試験センター 長縄 洋司(009223)

東洋大学大学院ライフデザイン学研究科博士後期課程1年

〔キーワード〕セルフヘルプグループ、オンライン、ミーティング

#### 1. 研究目的

2020年以降の新型コロナ感染症流行により、我々の社会生活は著しい影響を受けた。発表者が研究対象とする12ステップ系セルフヘルプグループ18団体についても、2020年4月の政府による緊急事態宣言発出の前後を境として開催状況に大きな変化が見られた。すなわち、1)公民館や教会などの会場に集まって行う通常のミーティングの全国的な開催休止、2)ZoomやSkype、LINEなどを用いるオンラインミーティング多数の代替運用及び新規立ち上げ、の2つである。通常のミーティングとオンラインミーティングは、「仲間が集まって体験談や近況を語り、聞く」という内容そのものは同じであっても、ミーティング場という物理的に近い場所へ集まる必要があるのか、Web会議システムを経由するため物理的に遠方においても構わないのか、という点で大きく異なる。その違いが、参加者やグループ、ひいては各団体にどのような影響をもたらすのであろうか。

そこで本研究は、12ステップ系セルフヘルプグループのオンラインミーティング参加者の語りを通して、オンラインミーティングが参加者に何をもたらすのか、その可能性を明らかにすることを目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

「今、まさに何が起きているか」を記録すべく、2020年4月から9月に聞き取り調査を企図した。感染拡大防止などの観点から、すでに知遇を得ていたミーティング参加者の中から、オンラインミーティングへの参加経験があるとの話を事前に聞いていた者3名を対象を限定して聞き取りを行った。対象者が研究者と日常的なかかわりがあり、相互作用も生じていると考えられることから、ナラティブ・アプローチを念頭に調査を行った。よって、今回は、聞き取った内容に特異性が高いと思われる1名(Aさん)を主な対象とし、聞き取りの分析結果を示すとともに、その内容をAさんにフィードバックして得られたリアクションを含めて発表を行うものとする。

#### 3. 倫理的配慮

聞き取り調査は東洋大学大学院ライフデザイン学研究科研究倫理等審査委員会の承認を得た上で実施した(承認番号2020-1)。また、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づく倫理的配慮も十分に行った。

#### 4. 研究結果

Aさんは、ひきこもりを対象とする「HA(ひきこもりアノニマス)」のメンバーである。「パソコン苦手なひきこもりだから、出会いが全くなくて、行くならリアルで出会うしかない」というAさんであったが、コロナ下において、「Zoomとはいえ内容的には足で稼ぐミーティングね。1日3ミーティングしてると同じような態でやっ」というペースで、HAだけでなく他団体のオンラインミーティングにも参加するようになる。Aさんの居住地とは遠く離れた地域のメンバーが主催するオンラインのAAミーティングで「この人なら」という人に出会い、回復のための「12のステップ」のプログラムの実行を手助けする「スポンサー」を頼むこととなった。Aさんはオンラインミーティングの参加によって、遠隔地かつ他団体のメンバーからスポンサーを見出したのである。

#### 5. 考察

一部のAAメンバーは以前より、他団体の希望者からもスポンサーを受けていたが、限定的であった。本発表は1事例に過ぎないが、「地理や団体の制限を超えて対人ネットワークが広がる」というオンラインミーティングの可能性の一端を示すものといえよう。発表当日はAさんからのリアクションもふまえて、より詳細に論じたい。

## 研究報告部門

### 障害のある性暴力被害者への ICT を活用したソーシャルワーク支援の検討 —障害のある性暴力被害者の特徴と相談の難しさを踏まえた考察—

東洋大学 岩田 千亜紀 (008828)

[キーワード]ICT、性暴力被害者支援、障害者

#### 1. 研究目的

障害者への性暴力被害について、政府は 2020 年 6 月、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を示した。この方針では、性犯罪・性暴力の特性の一つとして、「障害者が被害を受けることが多い一方で、被害が顕在化しやすいという指摘がある」との記載がある。さらに、「メール相談、オンライン面談、手話などの多様なコミュニケーション方法の確保や外国語通訳の活用など、障害者や外国人などの多様な相談者への対応を推進する」と記されている。一方、全国 47 か所に設置されている「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」のうち、メールでの相談対応を行っているセンターは 2020 年 4 月 1 日現在で 14 か所（約 30%）のみであり、ほとんどが電話相談または面談となっている。したがって、障害のある性暴力被害者からの相談への対応策として、ICT（Information and communication technology）による多様なコミュニケーション方法を用いた相談支援の充実は、喫緊の課題となっている。これらの背景から、本研究は、障害のある性暴力被害者へのソーシャルワーク支援の方法としての ICT 活用の実態や課題を明らかにすることを目的とした。なお、本報告は、『福祉社会開発研究 13 号』に掲載予定の論文のうち、障害のある性暴力被害者への ICT を活用した支援についての結果と考察の一部を修正したものである。

#### 2. 研究の視点および方法

先行研究およびインタビュー調査を実施した。インタビュー調査の対象者は、性暴力被害者支援に携わっている支援者の中から、特に性暴力被害者および関連する支援において ICT を活用した支援を実施した経験を有する支援者（ソーシャルワーカー）3 名である。インタビューは、2020 年 8 月に実施した。コロナウィルスの感染拡大が懸念されたため、対面ではなくオンラインによるインタビューを実施した。各人のインタビュー時間は、概ね 1 時間から 1 時間半程度であった。事前にインタビューガイドを作成し、半構造化インタビューを実施した。なお、本調査では、障害種別や障害手帳の取得有無にかかわらず、支援者によって障害があると考えられた性暴力被害者への ICT を活用した支援についての聴き取りを実施した。インタビューは対象者の同意のもと録音をし、逐語録を作成した。得られた 3 回分の逐語録から、障害のある性暴力被害者支援に関する内容を整理した。さらに、質的内容分析を用いた分析を行い、分析結果を取りまとめた。なお、これら一連のテキストデータの処理は、質的分析ソフト NviVo を用いた。また、インタビュー内容を捕捉するために、被調査団体についての情報収集を行った。さらに、調査対象者にフィードバックを行い、分析内容の適切さについての確認作業を行った。

#### 3. 倫理的配慮

調査の実施にあたり、東洋大学大学院社会福祉学研究科研究等倫理委員会の承認を得た上で実施した（承認番号 2019-17S）。調査対象者には趣意書を用いて調査の主旨を説明し、調査は何時でも中止できること、個人情報守られること、データは厳重に保管されること等の説明を行った。そのうえで、同意が得られた場合のみ、調査を実施した。

#### 4. 研究結果

インタビュー調査の結果から、「障害のある性暴力被害者の特徴」や「障害のある性暴力被害者の相談の難しさ」を基に、「障害のある性暴力被害者における ICT 活用のメリット」及び「障害のある性暴力被害者における ICT 活用の課題」についての分析結果を記す。

「障害のある性暴力被害者の特徴」としては、支援に繋がりにくいことや、援助希求力が弱いこと、性暴力被害を被害と認識できない問題などを抱えている場合が多いことである。そのため、このような障害を抱えた性暴力被害者が相談支援に繋がるためには、ICT による分かりやすい映像などを活用して、性暴力などについての性教育や、被害に遭ったら援助を求めてもよいといった啓発活動を行うことが有益である。また、障害がある場合には、相談しても理解してもらえなかった経験や、言葉でうまく伝えることができないなど、「障害のある性暴力被害者の相談の難しさ」が生じている。このようなコミュニケーションに苦手意識を持つ障害者にとっては、SNS の文字情報などを活用できる ICT による相談は、相談のしやすさに繋がる可能性がある。一方、障害を抱えている場合には、ICT を用いた性暴力被害により遭いやすくなったり、ICT を活用するための十分なデジタル・リテラシーが不足しているという問題がある。そのため、ネット犯罪などに巻き込まれないための環境の整備や、障害者への ICT の活用方法についての教育が必要である。

なお、「障害のある性暴力被害者の相談の難しさ」については、相談機関側の問題として、障害のある相談者を想定していないことや、メール相談ができないことが挙げられる。つまり、支援者側には、障害のある性暴力被害者や障害特性への理解不足、さらには ICT 活用のスキル不足という問題がある。そのため、支援者側には、障害特性に応じた支援についてのスキルの向上と共に、ICT を活用した相談支援スキルの向上が必要不可欠である。

#### 5. 考察

本調査の結果、性暴力被害者への支援において ICT を活用することは有益であることが明らかとなった。また、ICT 活用の課題としては、障害者側の課題としての ICT の活用方法についての教育や啓発活動と、支援者側の課題としての人材の育成、環境の整備などが挙げられた。

なお、障害のある性暴力被害者への支援においては、ICT を活用することは有効であるが、ICT による支援だけですべての問題を解決することはできない。性暴力被害を受けた被害者は、自暴自棄になりやすく、さらなる性暴力被害に遭うリスクも高まっている。そのため、相談を受けた後、速やかに医療や福祉等、必要な社会資源に繋ぐなど、被害相談の「出口」に向けたソーシャルワーク支援を行うことが必要である。また、障害のある性暴力被害者を支援するためには、障害特性を十分理解したうえで、被害者のニーズを丁寧に把握して、必要な支援をコーディネートできる、ソーシャルワークの視点を持つ福祉専門職による支援が必要である。ワンストップ支援センターの多くでは、支援者の確保や支援員の専門性などの確保に課題を有している。政府は、ワンストップ支援センターの体制の強化の方針を打ち出しているが、速やかにソーシャルワーカーの配置などを含めた体制強化が行われることが必要である。

障害のある性暴力被害者の特徴は、社会的に孤立しており、支援に繋がっていないことである。障害のある性暴力被害者の問題は、障害者本人の問題ではなく、障害者をめぐる社会のあり方の問題（人々の意識、支援体制、制度など）とかがかかわっている。障害のある性暴力被害者の問題を社会の問題として認識し、解決を目指すことが必要である。

## 研究報告部門

### 障害者の就労支援現場のスーパーバイザーに求められる資質とは何か？

#### —デルファイ法による検討—

職業能力開発総合大学校 石原 まほろ (009212)

[キーワード] 障害者の就労支援、スーパーバイザー、資質

## 1. 研究目的

障害者の就労支援分野（以下、就労支援）において、サービスの担い手である支援者の人材育成は重要な課題と認識されている。対人援助職の人材育成に欠かせないものとして、教育的機能を有するスーパービジョンがある。我が国の就労支援分野では、職場内・外においてスーパービジョンが制度化されている例は少ないが、就労支援者が資質の向上を図るためには、日々の実践を通じて内省を深め、自らの課題に向けた取り組みを行うことが必要である。そこで本研究では、就労支援者の日々の実践を直接的に支えることができる職場内スーパービジョンに着目する。我が国の就労支援に大きな影響を与えている米国では、効果的なスーパービジョンの在り方に関する数多くの先行研究が行われている。職場内スーパービジョンでは管理的機能が重視されるが（Schultz 2008； Ishihara in press）、就労支援者が専門性の高い実践を行うためには臨床的スーパービジョンも必要である（Herbert & Richardson 1995； Maki & Delworth 1995）。臨床的スーパービジョンにおいてスーパーバイザーに求められる重要な資質についてデルファイ法を用いて検証した先行研究では、「倫理や法的な問題」「理論やモデル」「介入技法と方法」「スーパーバイザー及びスーパーバイジエの評価とアセスメント」「リハビリテーションカウンセリングの知識」「スーパービジョンの関係性」の6領域95項目の資質が報告されている（Thielsen & Leahy 2001）。また、国内のソーシャルワーク分野では、熟達したスーパーバイザーの逐語記録の分析から「開始」「準備」「展開」「終結」という4段階プロセスで活用されるスキルと、常に活用される「基盤」スキルからなる634のスキルが抽出され（神林 2017）、それを基にスキル評価指標の開発が行われている（大谷 2019）。

しかし、スーパービジョンには国や実践領域などに応じた固有性が存在する（高山 2018）。そこで本研究は、我が国の就労支援分野の職場内スーパービジョンにおいてスーパーバイザーに求められる重要な資質を明らかにすることを目的とした。

## 2. 研究の視点および方法

就労支援現場でスーパーバイザーを担った経験が10年以上の障害者職業カウンセラー6名及び就労支援分野の研究者7名を対象に、Web調査による3段階のデルファイ法を実施した。対象者の属性は、就労支援経験年数が平均17.8年（標準偏差：9.2）、就労支援分野でスーパーバイザーを担った経験年数が平均11.9年（標準偏差：6.5）、男性8名、女性5名であった。調査実施時期は2020年11月～2021年1月であった。

### 3. 倫理的配慮

本研究は、職業能力開発総合大学の倫理規定に従い実施した。

### 4. 研究結果

第1段階の調査では、基本属性に加え、就労支援分野の職場内スーパーバイザーにとって重要度が高い知識・スキル・態度についてそれぞれ5項目以内で自由記述を求めた結果、13名から知識57項目、スキル53項目、態度50項目の回答が得られた。記述内容を1つの文が1つの意味を示すように整理した後、各記述の同質性・相違性から比較検討し、類似性のある記述を統合し整理した結果、態度やスキル3項目、知識やスキル3項目、知識15項目、スキル23項目、態度19項目の計63項目が抽出された。第2段階では、63項目の重要度について5段階で評価を求め、平均値と四分位偏差を算出した。第3段階では、第2段階で得られた各項目の平均値と四分位偏差を対象者に開示した上で、再度、各項目の重要度について5段階で評価を求めた。四分位偏差が1.0と比較的ちらばり度合いが高い項目が第2段階で7項目、第3段階で4項目あったものの、重要度の評価の平均値が3.5を下回る項目はなく、63項目はいずれも重要度が高いと判断された。第3段階終了後に、重要度評価の平均値が高かった上位4項目は「スーパーバイザーの気づきを促すために質問や助言を行うスキル」「スーパーバイザーに対して論理的に分かりやすく伝えるスキル」「スーパーバイザーが自信を持てるようフィードバックを行うスキル」「スーパーバイザーが安心して話せる雰囲気を作り、相談をいつでも受け付けようとするオープンな態度やスキル」であった。

### 5. 考察

就労支援分野のスーパーバイザーが保有すべき重要な資質は、就労支援現場で求められる実践的な知識やスキル、スーパーバイザーに共感的に関わる態度などを基盤としたものであった。国内のソーシャルワーク分野の先行研究と比較すると、就労支援に特徴的な知識とスキルが求められていることが示された。就労支援に関するスーパービジョン実践やスーパーバイザーを対象とした訓練プログラムが豊富な米国の先行研究と比較すると「倫理」「理論やモデル」「具体的な介入方法」「スーパーバイザーやスーパーバイザーの評価とアセスメント」に関する具体的な項目が少なかった。職場内スーパービジョンに関する先行研究では管理的機能が重要視されるとの報告が多いが、本研究が着目したスーパーバイザーに求められる重要な資質に関しては、支持的機能や教育的機能に関する項目が多く挙げられていた。また、多忙な職場で実践されるスーパービジョンであることを反映してか、スーパーバイザーはスーパーバイザーの主体性を促すことが必要と認識されていた。本研究で得られた知見は、スーパーバイザーを養成するための訓練プログラム開発や今後の人材育成の在り方を検討する際の基礎資料として活用することが望まれる。

本研究は、JDSP 科研費 19K13969 の助成を受け実施したものである。

## 萌芽的研究報告部門

### 子どもの権利擁護におけるソーシャルワークのあり方に関する一考察

#### ——生活困窮世帯の子どもの権利擁護に着目して——

所属：東京都立大学博士研究員 氏名：松村智史(009043)

[キーワード] 子どもの権利擁護、ソーシャルワーク、貧困

#### 1. 研究目的

生活困窮世帯の子どもの権利擁護のあり方について、高齢者分野や、児童虐待の子どもの権利擁護を参考にしつつ、学習支援や子ども食堂におけるソーシャルワークを通じた支援モデルの考察を行い、今後ますます重要になる生活困窮世帯の子どもの権利擁護に資する視座を提示することを研究目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

分析の視点および方法として、大きく2点を用いる。まず、1点目は、子どもの権利擁護のあり方について、我が国では、これまで高齢者福祉の文脈で語られることが多かったが、子どもと高齢者との違いに着目しつつ、かつ、現代の時代性を踏まえて、子どもの権利擁護の必要性や特性などを導出する。

2点目は、同じ子ども分野で近年取組が進んでいる虐待における意見表明などの権利擁護のあり方や先行研究などを参考にしつつ、生活困窮世帯の子どもの権利擁護の支援モデルを構築し、考察を行う。

#### 3. 倫理的配慮

「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」確認、配慮（適切な引用等）をした。

#### 4. 研究結果

分析の結果、成長・発達の途上にあること、学校・進学といった社会関係、親・世帯との一体性など、子ども独自の権利擁護の必要性や特性を踏まえた上で、生活困窮世帯の子どもの重要な基本的権利（学校生活、家庭内でのケア負担、進路希望の意見表明など）を擁護する支援のあり方として、学習支援や子ども食堂でのソーシャルワークと、関係機関や専門職が連携した支援モデルが導出された。

#### 5. 考察

生活困窮世帯の子どもの多くは、多くの困難・不利の制約を受け、基本的権利が保障されづらい一方、権利擁護の視点に基づく支援は十分とは言い難い。権利擁護の観点から意見表明やその尊重を本報告で導出した支援モデルに盛り込むことで、「子どもの最善の利益」に資する権利擁護に貢献できると考えられる。

#### <参考文献>

秋元美世・平田厚（2015）『社会福祉と権利擁護：人権のための理論と実践』有斐閣。

岡部卓・長友祐三・池谷秀登（2017）『生活保護ソーシャルワークはいま：より良い実践を目指して』ミネルヴァ書房。

## 研究報告部門

### 後見人に関する苦情申立て制度整備の必要性

—米国の動向を参考として—

介護保険学び舎 越川文雄 (8427)

〔キーワード〕 消費者権利、職業後見人の資格・職務基準制度、高齢者等虐待セーフティネット整備

#### 1 研究目的

消費者基本法は「消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、…」とサービス提供事業者の義務を規定しており、苦情申立ては、消費者の権利である。成年後見制度は、メニュー無きサービスと揶揄されるだけでなく、苦情申立て制度が整備されていないのではないかと「意思決定の中心に本人を置く」本人中心主義にも反しないか？こうした問題意識の下、米国の動向を整理し、検討課題抽出を試みた。

#### 2 研究の視点および方法

2017年閣議決定の「成年後見制度利用促進基本計画」において、「利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める」ことが今後の施策目標の第1に挙げられている。しかしながら後見利用者は後見サービスの消費者だと言う視点での議論がこれまで国の委員会を含め殆ど見受けられず、苦情申立てについての議論にまで及ばなかったであろう。こうした視点と国連の障害者権利条約の視点から米での後見改革の取り組みを考察するよう努めた。情報は、主にインターネットにより入手した。

#### 3 倫理的配慮

本研究の実施、成果発表に当たっては「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守すべく最大限の注意を行う。

#### 4 研究結果

##### (1) 全米を対象とした後見審判ガイドライン及び後見法改革のモデルにおける苦情処理

「全米検認裁判所基準」(National Probate Court Standards 2013)は、検認裁判所間の審判の統一性、一貫性を促し、改善努力を継続することを目途としたガイドラインで、「3.3.18条 クレーム処理プロセス」において「後見制度や後見人の仕事についての懸念事項を検認裁判所に伝達するための明確でかつ利用し易い苦情処理プロセスを検認裁判所は確立しなければならない」と規定。

2017年に策定された統一法(州の後見法改革のモデル)「統一後見・財産管理・その他の保護措置法」(Uniform Guardianship, Conservatorship, and Other Protective Arrangements Act)では、「127条 身上保護後見人又は財産管理後見人に対する苦情」において、さらに詳細な規定を設けると共に身上監護(311条)財産管理(412条)において、裁判所及び後見人が本人、予め指定した家族、友人等に対し「後見人が選任されたこと及びその保護の下での本人の重要な権利」を理解させるため、被後見人が持つ権利のリストを告知するよう義務づけた。その文書のサンプルを条文(604条)に加えた。その中に後見人交代を求める等の権利を明記。

##### (2) 先進的な取組み事例：ワシントン州苦情申立てルール

①後見人交代、後見終了等を含め苦情申立ては、担当地域裁判所に対し本人の他誰でも可能②申立ては、書面によるものに限定。本人、一般市民でも可能とするため申立てフォームをウェブ上で提供③クレームが不適切なもの或は既に裁判所で採決済みの同一事案に関する場合には却下④不適切申立てには裁判所費用弁済等を課すこと可。⑤苦情対応ガイドライン及びその結論についての公開ルールを設定⑥公後見の受託者については、州法等の違反だけでなく受託契約書違反についても苦情対象。本人の他誰でも可能。申し出先は最高裁傘下の「裁判所管理事務所」(AOC)も可能。⑦認定職業後見人及び後見機関(有報酬担当案件3件以上)に対する苦情は、裁判所、

AOC や「認定職業後見審査会」に誰でも直接申入れ可能。それらに対する苦情処理は、審査会が判定。処分保留又は資格取消しとした場合には、最高裁が再検討。その 資格認定及び職務基準 を設定、それらと処分審査を連携、それぞれの質向上を図る。その処分は⑦ 資格取消し（有報酬担当案件 3 件以上から 2 件以下に限定）⑧ 新規選任禁止⑨ 認定の凍結⑩ 懲戒（文書交付に止まるが、繰り返しようとした行動を採る場合には、認定取り消しの対象となる）⑪ 観察（期間 6 か月以上、1 年以内、定期報告義務付け監視。新規受任禁止、追加訓練を課す等。観察期間終了時審査会が評価）⑫ その他制裁⑬ 不正による損害弁償⑭ 制裁合意文書⑮ アドバイザリー文書（軽微な違反等に対する警告文書）。年間の苦情について審査会が分析し、毎年 苦情報告書 公刊。2019 年版は委員会活動、苦情処理の仕組みの紹介と共に申立て人類型別、処分類型別、該当基準別等の分布及び苦情サマリー収録。

### （3） 職業フィデシャリー免許制度を持つカリフォルニア州の苦情申立てルール

① 本人等の苦情申立ては、裁判所宛の外、公後見は、公後見人や郡監督委員会宛、職業フィデシャリー（有報酬担当案件 2 件以上の後見人、3 件以上のトラステイ、持続的代理人を含む。公後見、信託会社等適用除外）は、免許と監督を行う 消費者問題局 宛。② 裁判所訪問調査員が本人を定期訪問し、本人観察、苦情聴取等の結果を報告。

### （4） 後見及び「より制約の少ない後見代替」（法的な意思決定支援を含む）のセーフガード

連邦法務省「高齢者公正プロジェクト」で開発された後見人向け教材「適正なサポート方法発見」（2019）によると、後見等のセーフガードとして「成人保護サービス」（Adult Protection Services : APS）を位置付け、後見に関する苦情申立ての窓口にしている。なお、APS は州又は郡の福祉部門に属し、高齢者等の虐待通報対応等を担う。

## 5 考察

我が国では「後見に詳しい相談機関・・・中立的に苦情を処理できる専門知識を持つ相談所やコールセンターが必要」との声（長谷川学他 2018）が出ているが、米における障害者の人権擁護に取り組む組織やアメリカ退職者協会(American Association of Retired Persons)のような後見改革に取り組む強力な組織が無く、そうした動きを強力に支援するマスメディアや政治の支援も米ほどに期待できない状況にあるように思われる。そのため、中立性を持った こうした体制作りは至難の業ではないかと思われる。一方、「成年後見や権利擁護の領域で、権利条約の趣旨に沿って、国民と裁判所等の公的機関との距離を短くするためには、・・・裁判所自身がサービス部門を持つべきではないだろうか」との問題提起（田山輝明 2020）が行われている。権利条約による国連委員会からの各国勧告では、多くの先進国に対して 裁判官等の条約整合化に向けての教育訓練が勧告 されており、日本も同様な勧告を受けることになるであろう。これが 勧告通りの成果を生むとすれば、田山提言に期待することが可能かもしれない。その延長線上で 中立的な苦情処理体制整備 も可能となるであろう。

中長期的課題としては、現行の成年後見制度利用支援事業を改変し、職業後見人資格認定・後見業務基準設定 や 職業フィデシャリー規制 との組み合わせによる苦情処理と後見質向上策を備えた福祉と消費者保護との連携による 米の公後見類似システム構築 や虐待防止法による 自治体虐待担当の充実と活用 による 高齢者等虐待セーフティネット（後見だけでなく意思決定支援等後見代替をも対象）整備につき我が国でも検討すべきでないか？

### 【参考文献】

Disability Rights Washington “How to Modify, Terminate, or Complain about a Guardianship” 2015  
ワシントン州 Certified Professional Guardianship Board “Grievance Report” 2018, 2019  
ワシントン州 “WA Office of Public Guardianship Program Manual” 2020  
National Center for State Courts “Finding the Right Fit: Decision-Making Supports and Guardianship”  
カリフォルニア州 “Professional Fiduciaries Act”, California Courts “Information for the Conservatee”  
田山輝明「成年後見制度の歴史・現状・未来」日本成年後見法学会第 17 回学術大会資料 2000  
長谷川学他「成年後見制度の闇」飛鳥新社 2018

## 研究報告部門

### 社会福祉分野における社会的インパクト・マネジメント活用の可能性 —休眠預金等活用事業による「こども食堂サポート機能設置事業」を題材に—

群馬医療福祉大学社会福祉学部 新藤健太 (8608)

一般社団法人全国食支援活動協力会 大池絵梨香 (申請中)

〔キーワード〕 社会的インパクト・マネジメント, 休眠預金等活用事業, こども食堂サポートセンター

#### 1. 研究目的

近年、日本でも、ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) や休眠等活用法など、社会課題を解決するための強力な仕組みが整備されつつあり、これに伴って様々な分野において「社会的インパクト評価」あるいは「社会的インパクト・マネジメント」というアプローチ法も広がりを見せている。一方、このような社会の動きは社会福祉領域とも深い関連があるものと考えられるが、大島 (2019: 14) が「ソーシャルワークや社会福祉学関係者の中でこれら (社会的インパクト評価等) に対応する反応は乏しく、十分な議論が行われていないように思われる」と述べるように<sup>i</sup>、社会福祉分野における認知・実践度合いは高くないものと考えられる。

そこで本研究では、実際の実践事例をもとにして、近年様々な分野で注目されている「社会的インパクト・マネジメント (以下、SIM)」を社会福祉分野で活用することの可能性について考察することを目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

まず、SIM の事例として休眠預金事業等活用事業による「こども食堂サポート機能設置事業」を概説する。休眠預金とは 2009 年 1 月 1 日以降 10 年以上取引がない預金のことを意味し、休眠預金等活用事業はこの財源のもとに行われる様々な取組みのことを指す。本研究の事例として取り上げる「こども食堂サポート機能設置事業」もこの休眠預金等活用事業によるもので、主には民間の善意によって取り組まれているこども食堂等における運営基盤の脆弱さ、あるいはこどもの成長に貢献するためのこども食堂のあり方等、様々な悩みを抱えるこども食堂等運営者をサポートすることを目的として全国 4 か所に「こども食堂サポートセンター」を設置し、このセンターを介して子ども食堂等への支援を実施するものである。なお、休眠預金等活用事業では事業の実施とともに「社会的インパクト評価」を行うことが義務付けられている。

次に、「社会的インパクト・マネジメント (SIM)」について概説する。SIM は「事業運営により得られた事業の社会的効果や価値に関する情報にもとづいた事業改善や意思決定を行い、社会的インパクトの向上を志向するマネジメントのこと」と定義されるプロジェクト・マネジメントの手法であり、そのためのツールとして「社会的インパクト評価」が用いられる。また、社会的インパクト・マネジメントには 3 つの志向原則 (①社会的インパクトを重視した事業開発・改善に取り組むこと、②多様な主体で協働して取り組むこと、③事業モデルを普及させること) や、10 のステップ (10 のステップの内容については本稿のなかで後述する) 等が設けられており、これらを参照して SIM の実践に取り組むことができる<sup>ii</sup>。

本研究では、2020 年 4 月から実施された「こども食堂サポート機能設置事業」を事例として、SIM の実践事例を振り返り、社会福祉分野における SIM 活用の可能性を考察する。

#### 3. 倫理的配慮

本報告に際しては、取り上げた事例の当事者から事前に承諾を得る等の対応を行い、日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき構成した。

#### 4. 研究結果

ここでは、SIM に基づく「こども食堂サポート機能設置事業」の実践を、前述した 10 のステップごとに示す。

【STEP1：組織・事業の現状把握】事業実施団体のミッションが「こどもが安心して通える地域の居場所を充足させ、社会的孤立を軽減する」等であることを確認した。

【STEP2：情報収集・リサーチ】こども食堂等に関する専門家・学識者との意見交換及びこども食堂等運営者を対象にしたアンケート調査から「こどもの貧困（体験や経験の貧困を含む）」や「こども食堂等の運営基盤の脆弱さ（経営や関係機関との連携を含む）」等は大きな社会課題であり、こども食堂等支援の重要性と必要な支援内容を確認した。

【STEP3：課題の特定と目的設定】及び【STEP4：事業計画（戦略）の策定・検証】事業関係者が一堂に会したワークショップを行い、「こどもがこども食堂等居場所につながり、食を通じて健康的な生活を送れるようになる」という事業目標と、この目標を達成するための戦略（ロジックモデル）を作成した。また、併せてこのロジックモデルに基づく事業計画書も作成し、事業関係者間でその内容について合意した。

【STEP5：結果・成果の把握方法の検討】及び【STEP6：評価計画の策定】事業関係者が一堂に会したワークショップにてロジックモデル及び事業計画に規定したアウトカムを測定・把握するための指標と、達成目標となる基準を設定した。また、事業実施状況及びアウトカムの達成状況をモニタリングするための調査方法とその実施時期を設定し、これらの内容に基づいて評価計画書を作成して、事業関係者間でその内容について合意した。

【STEP7：事業実施とプロセス管理・モニタリング】及び【STEP8：データの収集】、【STEP9：データの分析】実際にロジックモデル及び事業計画に基づく事業を実施するとともに、事業実施状況やアウトカムの達成状況を把握した。例えば、ロジックモデルに規定した「こども食堂等居場所を支える企業（ヒト・モノ・カネ等）が集まる」というアウトカムの達成状況は事業開始約 1 年の現段階でも十分な達成が見込まれることが確認されている。

【STEP10：報告・活用】ひとまず 2020 年度（1 年間）のまとめとして「評価レポート」を作成のうえ、こども食堂等に関する専門家・学識者に報告して意見交換を行うとともに、必要に応じて事業戦略（ロジックモデル）の改訂を行う予定（本稿作成時点ではまだ未実施）。

#### 5. 考察

本研究で取り上げた「こども食堂サポート機能設置事業」の事例は、このような SIM の実践（STEP1～10）を経ることで、社会的インパクトの向上（事業による社会課題の解決・軽減）に向けて常に効果的な実践を探索することができている。これは、SIM を実践することで、①団体のミッションと社会的インパクトの向上（課題の解決・軽減）が事業運営の軸に据えられる、②事業戦略（ロジックモデル）の改善が必須の要件となる、③事業戦略（ロジックモデル）改善のプロセスが構造化されており、関係者間での協働・共有が容易い、ことなどが大きな要因であったと考えられる。

このような SIM による実践は、本研究の事例のみではなく、社会福祉分野の多くの取組みにおいても同様に機能し、有効であると考えられる。また、SIM の 10 のステップは web サイトでも一般公開されており、SIM の実践に必要な情報を得ることは比較的容易い状況になっている。今後、SIM を仕組みとして導入する社会福祉分野の事業者・社会福祉実践が増え、社会福祉分野で多く活用されることが望まれる。

---

<sup>i</sup> 大島巖（2019）「社会課題解決に向けた新しい潮流とソーシャルワーク—社会的インパクト評価と EBPM を中心に」『日本社会福祉学会ニュース』（81），14-18.

<sup>ii</sup> 社会的インパクト・マネジメントの詳細は SIMI の web サイトを参照＜<https://simi.or.jp/>>

## 萌芽的研究方向部門

### 福祉専門職としての保育士養成の現状と展望

#### ～福祉 4 資格の実習教育の比較を通して～

鶴見大学短期大学部保育科 木口恵美子 (6371)

[キーワード] 専門職養成、保育士、実習

#### 1. 研究目的

2001 年の児童福祉法の改正で保育士資格が国家資格となり、福祉分野の国家資格は社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士と合わせて 4 資格となった。保育士が国家資格となってから 20 年が経過し、近年は児童虐待や子どもの貧困の増加などが社会問題となる中で、保育士の質の向上は喫緊の課題となっている。しかし、保育士の質や専門性に関しては数多くの研究の蓄積がある一方で、養成課程に関する他の福祉国家資格との比較研究は、全国保育士養成協議会が 2000 年に行った「保育士養成課程と関連する専門職養成課程の比較研究」、2015 年の「保育士養成課程と他の国家資格の養成課程に関する比較研究」と多くはない。そのため、本研究では今後の保育士養成を考えるための基礎資料の提示と方向性を検討することを目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

本研究では、研究の対象を福祉系の 4 つの国家資格に限定し、専門職養成の要といえる実習のあり方について、日数・時間数、実習施設の要件、養成校の指導等に焦点を当てて文献調査を行う。

#### 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の「研究倫理指針」及び「研究倫理規定にもとづくガイドラインに基づき配慮した。

#### 4. 研究成果（一部）

	保育士	介護福祉士	社会福祉士	精神保健福祉士
実習時間	20 日間（実習Ⅰ） 10 日間（実習Ⅱ・Ⅲいづれか）	450 時間 介護実習 Ⅰ、Ⅱ（介護実習Ⅱが 全体の 3 分の 1 以上）	240 時間	210 時間 （医療機関で 90 時間 以上）
実習施設指導者要件	無し	有り	有り	有り
養成校実習演習教員要件	無し	有り	有り	有り
実習巡回指導担当要件	無し	有り	有り	有り
実習演習科目教員数	規定なし	学生 20 人に教員 1 名 以上	学生 20 人に教員 1 名 以上	学生 20 人に教員 1 名 以上

#### 5. 考察

保育士以外の 3 資格は、近年の社会状況の変化に対応するため資格化された比較的新しいものであり、専門職養成の体系整備が不可欠であることが考えられる。但し、保育実習は合計 30 日間以上にわたり、適切な指導者の存在は重要である。保育所以外の福祉施設に保育士以外の有資格者がいるとは限らず、少なくとも保育士が配置されている福祉施設では、関係団体が行う既存の講習会を活用することが望まれる。実習施設の指導者、養成校の教員共に質の向上や担保が課題であり、おそらく制度的な取り組みが必要な段階であると考えられる。保育士試験による実習を伴わない資格取得の課題、保育の質の向上に資する実習指導等の検討が今後の課題である。

## 〈依存労働〉としての子育ての支援とケアの倫理

— Kittay の「依存とケアの正義論」で読み解く親たちの“声” —

依存労働 ケアの倫理 子育て支援

## 1、研究目的

本研究は、子育てを〈依存労働〉ととらえる視座から、「子育て支援」に関する新たな理念とそれに基づく実践について提起することを目的とする。「ケアの倫理」と「子育て支援」との関係を問う研究である。

- 〈依存労働〉は「ケアの倫理」の研究者である Kittay, Eva Feder. (以下、キテイと記す) の“用語”である。ケア労働の本質を論議することにおいて、〈依存〉に付されたスティグマに挑戦したキテイに学び、「子育て」、「子育て支援」という〈依存労働〉が「ケアの倫理」のもとにおかれるべき意味を考究する。すわりがあまりよいとはいえない標題〈依存労働〉としての子育ての支援には、「子育て」も「子育て支援」も〈依存労働〉であるという含意がある。「ケアの入れ子構造」である。

子育てを担っている親たち、2500 人余の参加を得た調査結果とキテイ論を援用することで考察した川池 (2020) を批判的に読み込み、採り零してしまった素材や論議もって新たな研究として稿をおこした。

## 2、研究の視点及び方法

本研究は、ベースにした川池 (2020) を、省察するプロセスにおいて、キテイの著作 (2010、2011、2020) をさらに読み込んだ。キテイの翻訳者である政治哲学者、岡野のケアの倫理をも射程に据えた。すでに作成したものを練り直したことも、その証左である (表1)。

自らの哲学を、重度の障害をもつ娘セーシャとの生活で「鍛えた」キテイは、女性の「もうひとつの声」からスタートした「ケアの倫理」に、障害をもつことによる〈依存〉という視角から光をあてた。キテイは、障害という〈依存〉を通して、恰も「見晴らしのいい丘」から眺める如く、子育て、そして〈依存労働〉に迫ることができるとする。障害児の親の子育ての支援にアプローチすることからスタートした川池 (2020) がキテイ論に親和的だととらえた当初の理解は、浅慮なものであった。

ところで、近接領域において国際的に高い評価をうけるキテイが、社会福祉学研究において、本格的に取り上げられないのはなぜであろうか。アナロジーを多用する表現は、誤読を呼び覚ますかもしれない。けれども社会福祉学の“強み”、実証的研究と照らし合わせれば、キテイの「ケアの倫理」は鮮明にたちあがってくる。「正義の倫理」と対置する思考が既に終わろうとする今日、なぜ社会福祉学に「ケアの倫理」に向かう逡巡があるのだろうかと問いたい。本研究は、実践的調査を基盤とするゆえに、キテイの「ケアの倫理」が子育ての支援に深く関わっているという気づきに迫り着いた。

## 3、倫理的配慮

日本社会福祉学会「研究倫理規定」「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に従った。ことにテキストデータは、文意を損ねない範囲で個人が特定されない配慮を講じた。2017年には長野大学倫理審査委員会の承認を得ている (旭洋一郎の協力)。

## 4、研究結果

本研究は、「支援/ケアの6原則」に帰結した川池 (2020) を経由し、いま再び、〈依存労働〉に焦点をあてることに立ち戻るべきだという結論を得た。寧ろ、〈依存労働〉と「ケアの倫理」を深めることが不足していたという反省的研究となった。

ここで、〈依存労働〉に関するキテイの論理を遡ると、「逃げていく平等」のもとに置かれる〈依存労働〉は、脆弱さ/傷つきやすさをもつ。〈依存関係〉のバナーナリズムが〈依存〉する人を傷つけるリスクをもつことは当然であるが、〈依存労働〉の傷つきやすさ (vulnerability) への認識が不足していた。〈依存労働者〉は、自分のニーズを後回しにするか“括弧に入れる”ような「透明な自己」とならざるをえないからである。〈二次的依存〉もヴァルネラビリティの要因となる。

キテイのいう〈依存〉に倣ったとはいえ、調査で得た親たちの記述を解釈して名付けた〈依存のケア〉の〈依存〉はキテイのそれとは異なる。通底するものがあるのではないかと考えたが、確信を得るためには、さらなる実証的研究を俟たねばなら

ない。とはいえ、〈依存のケア〉を受けることができずに「心中」を口にする親もいる（表1）。障害を受容していないとか、病的であるとかいう解釈はしない。「誰もがケアの関係性を取り結べない状態で放置されたり排除されること」を戒める「ケアの倫理」に則ることで、親も子どもも傷つくことを避けることができる。親は血縁とは限らない。母親としていないことには脱ジェンダーの意はないがここでは論じない。求めるニーズと支援にずれがあっても、親たちは、そのことを主張することを躊躇っていた。「自分でするしかない」という言質への囚われは、〈依存労働〉としてのヴァルネラビリティゆえにであった。

表1 「依存のケア」 ニーズ：川池（2020）185，219Pから新たに作成

	事例			
障害児の親の調査	2006年調査	①言語治療と障害児の幼児教育、最先端の教育をしていただいたが、ラッシュ時、おんぶして行った。幼稚園にはおばあちゃんが毎日連れていき、ずっと付き添った。トイレの世話や渡り廊下が危なかったんです（80歳代母）	②小学校では、送り迎えなしで通わせたかったが、他のクラスと終業時間が違うということもあり、結果的に6年間つきそった（40歳代母）	③ネットで調べてリハビリが必要だとわかったが、どこに行ったらよいかわからない。今度どこにいったらいいか、道標がほしかった。障害児が生まれたら市に言わなければならないのか、どうしたらいいのかわからなかった（20歳代母）
	2011年調査	①保健所では何も教えてくれませんでした。療育手帳も友だちの話で知り、保育園も自分で探しました。自分が行動しないと何も変わりません。待っていては何も起こりません。もっとあたたかい手がほしいと思いました（No.309）	②生まれたばかりのころ、不安な毎日をおくっている時、保健師さんからも誰からも声がかからなかったのので、どうしてよいかわからず、不安な気持ちでいっぱいでした（No.198）	③自閉症とか障害など全くわからなくて、ただ毎日もんもんとした日々をおくり、母子共に家にひきこもっていた（No.48）
	2012年調査	①障害がわかってからも、色々な手続きや情報など、もっと早く教えてくれたらよかったのとか、そのようなことが多々ありました。自分で動くしかなかったですね（No.39）	②コーディネーターにであい、色々話を聞いてもらいアドバイスをしてもらい、本当に助けていただいた。その方に合わなければ今の自分はないと思います（No.144）	③子どもに障害があるとわかってからのメンタル面で保健師さんがいてくれ、話を聞いてくれなかったら、今の自分はないと思う（No.137）
	2017年調査	①前からうつ病だったこともあり、産後、子どもの世話でフラフラ、精神的にもフラフラでやっと行った子育て相談で何も解決せず、具体的なアドバイスなり支援してくれる人・場所を紹介してくれるなり何がほしかった（No.636）	②出産後、離婚で実家に戻り、あまり家から出られず、子どもに申し訳なく施設へ相談した。泣いてしまっで心療内科受診を勧められた。自分でどうにかするしかないのかなと思った（No.74）	③夫が会社に行けない、DV等、病的になり、どの相談機関に行っても何一つ解決できず、辛い症状を一から説明することに疲れ、子どもと心中しようかと考えたことも何度かあった（No.146）

## 5、考察

「ケアの倫理」は、ときにハードな労働を要求する子育てという〈依存関係〉を、私的な関係に留めおいたり、偶然に任せ、傷つきを創り出すことを戒める。重く圧しかかる負担も苛立ちも愛情もまじりあう子育てゆえに、〈ケア関係〉の傷つきを避けるために子育て支援の実践に「ケアの倫理」がおかれるべきことは、児童虐待を想起することで容易に理解される。

「支援/ケアの6原則」に含めた「弱さのケア」、「親身のケア」も「ケアの倫理」に沿った実践であると考えられる。「弱さのケア」は、「言いたかったけれど言えなかった」微かな“声なき声”を聴きとる〈弱さのケア〉の実践としてとらえた。なお、〈弱さのケア〉の弱さに（Fragile）をあてたいという議論の続きは、今後の研究に譲る（川池2020：229-231）。

「ケアの倫理」が、ただ私的領域に課されるかのような倫理ではないこと、この倫理に基づく実践として〈依存労働〉がジェンダーや不利な人々に偏る社会構造にコミットすることを見落としてはならないことも、キティに学んだ。

〈依存労働〉は他のケア労働へも敷衍されるが、このことへの言及は、自らの著したものを省察することの意義を確認した本研究の先にある。研究書を編むという一里塚の次の道程に新たな歩を進めた本研究は、まだその途についたばかりである。

### 〈文献〉

川池智子（2020）『〈依存労働〉としての子育てと社会的ケア：乳幼児障害児の親が求めるもの』学文社

\*同書は〔平成30年度 日本学術振興会研究成果促進費 JSPS 科研費 JP19HP5171〕の助成を受けて出版された。

Kittay, Eva Feder. Love's labor : essays on women, equality, and dependency. Routledge, 1999. (=2010, 岡野八代・牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社), Second edition, 2020.

エヴァ・フェダー・キティ・岡野ら（2011）『ケアの倫理からはじめる正義論—支え合う平等』白澤社

岡野八代（2014）「ケアの倫理の源流へ—ケアが正義かの議論枠組みを疑う—」『倫理学研究』44, 14-25.

岡野八代 (2015) 「ケアの倫理と福祉社会学の架橋に向けて:ケアの倫理の存在論と社会論より」『福祉社会研究』 12, 39-54.

## 研究報告部門

# 学校と関係機関の連携に関するスクールソーシャルワーカーの判断と行動への影響要因

## —テーマ分析による考察—

ルーテル学院大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程 池田 紀子 (007281)

〔キーワード〕 児童虐待、連携、判断

### 1. 研究目的

児童虐待への対応をめぐることは、2000年に児童虐待防止法が施行され、早期介入による虐待予防が期待された。しかしながら、現在に至るまで児童虐待相談の対応件数は増加し、関係機関が関与しながらも児童虐待による死亡事例が発生するなど、子どもの生命が脅かされる状況が続いている。支援者個々の取り組みだけでなく、多機関間連携で虐待の早期対応の効果を上げることは、喫緊の課題である。

児童虐待防止法第四条では、国及び地方公共団体の責務として、関係省庁、関係地方公共団体、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校、医療機関、民間団体の間の連携強化が規定されている。このうち学校は、子どもの姿を見たり子どもからの相談に応じたりできる現場であり、虐待のおそれも含めたリスクを認識する必要性がより求められている(厚生労働省 2016:233)。しかしながら虐待リスクの判断は教育機関だけの取り組みでは難しく、要保護児童対策地域協議会やソーシャルワークの専門職であるスクールソーシャルワーカー(以下SSWerと略)の活用が必要と指摘されている(厚生労働省 2016:224)。それでは、学校でSSWerが児童虐待の事例に対応する時、関係機関と連携して支援する必要があると判断する基準はなにか。また、この判断基準に基づき、どのような行動をとるのか。そして、これらの判断基準と行動に、どのような要因が影響しているのか。

以上の関心から、本研究では、児童虐待対応における学校と関係機関の連携に関してSSWerがどのように判断し行動したのか、そしてその判断と行動にはどのような要因が影響を与えているかを明らかにし、児童虐待対応におけるソーシャルワーク実践についてシステムの観点から考察する。

### 2. 研究の視点および方法

学校と関係機関の連携に関するSSWerの判断と行動への影響要因を明らかにするために、質的研究法を用いて、SSWerを対象とするインタビュー調査を実施し、帰納的分析を行うことにした。本調査の実施にあたり、インタビュー調査への協力依頼を東北地方のある県の2つの行政地区の市町村教育委員会に所属するSSWer18名全員に打診し、12名から調査協力の承諾を得た。調査期間は、2017年8月から2018年2月である。調査協力者に対して、①学校で関係機関と連携を開始したのはどのような状況であったか、②児童虐待対応においてどのように判断し行動したのかについて、半構造化インタビューを実施した。

質的調査のデータ分析方法は、Braun, V.ら(Braun & Clarke 2006)のコーディングによるテーマ分析を用いた。テーマ分析とは、ディテールに富む質的データを最小限にまとめコード化されたデータの中に、意味に基づいたパターンであるテーマを見出すプロセスと定義されている(Braun & Clarke 2006:79)。テーマ分析は、方法論というより分析手法を提供しているという特徴があり(Clarke & Braun 2013:120; 土屋 2016:14)、厳密性の担保(土屋 2013:84-85)が可能であること、そして、データに基づいた創造的なプロセスがあること(Braun & Clark 2013:224)からこの方法を用いることにした。なお、分析ではデータセットと分析プロセスを管理するために、質的データ分析のソフトウェアを使用(佐藤 2008:134-135; 土屋 2016:19)することとし、本研究ではNVivoを用いた。

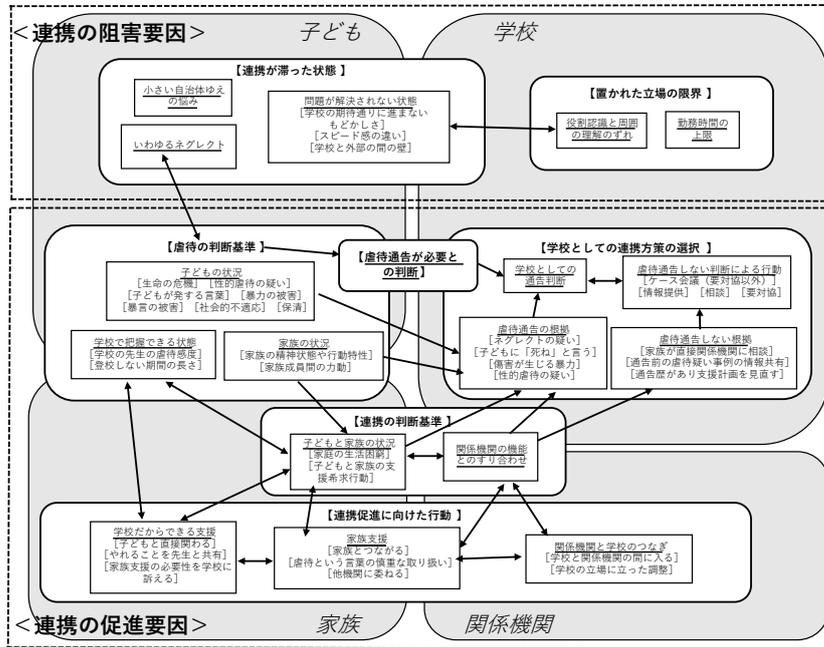
### 3. 倫理的配慮

所属大学の研究倫理委員会の審査・承認を得てインタビューを実施した。インタビュー前に、調査協力者に説明書をもとに研究計画、収集する情報とデータ、収集方法、個人情報保護の方法、倫理的配慮、安全管理、インフォームド・コンセントを説明した。インタビュー内容は、調査協力者の許可を得て個人を識別する情報を取り除き、逐語記録化した。

#### 4. 研究成果

分析の結果、図1のように、＜連携の阻害要因＞と＜連携の促進要因＞の2つのテーマが抽出された。

図1：テーマ、サブテーマ、カテゴリー、コードの関係図



#### 5. 考察

(1) ＜連携の阻害要因＞について：【連携が滞った状態】の問題が解決されない状態は学校にとっての問題解決がうまくいかないことにSSWerが感じるもどかしさとして語られている。Munro, E. (2005 : 384) は、子ども保護サービスの改善のためシステムアプローチの採用を提唱し、専門職としての実践は、「①個人要因、②リソースと制約、③組織文脈」の3層が影響を与えると述べている。システムの観点から問題が解決されない状態を検討すると、「①個人要因」の語りと解釈できると同時に、学校としての対応の限界という「②リソースと制約」が客観的に語られたとも解釈できる。

(2) ＜連携の促進要因＞について：【虐待の判断基準】と【連携の判断基準】と【連携促進に向けた行動】の円環的な交互作用が発生している。【通告が必要との判断】に至らない状況についても、【連携の判断基準】で子どもと家族の状況を把握し、関係機関の機能とのすり合わせにより通告の必要性が複層的に判断され、【連携促進に向けた行動】も行いつつ、プロセスの終結点である学校としての通告判断につながる。この動きには、「①個人要因」のSSWerの判断と行動、学校・関係機関の「②リソースと制約」、組織判断としての虐待通告に至るまでの「③組織文脈」の3層の交互作用が見られる。

(3) ＜連携の阻害要因＞と＜連携の促進要因＞の交互作用：【連携が滞った状態】のいわゆるネグレクトで語られた事例では、SSWerは【虐待の判断基準】を勧告しつつ状況把握に努めており、ソーシャルワーク実践によって阻害要因を促進要因に転化できる可能性が示唆された。

(4) まとめ：学校でSSWerの判断と行動によるソーシャルワーク実践が展開されることで、＜連携の促進要因＞が強化され、多機関間連携による虐待の早期対応の効果を上げていくことができるのではないかと。

#### 【引用文献】

Braun, Virginia and Clarke, V. (2006) Using Thematic Analysis in Psychology, *Qualitative Research in Psychology*, 3, 77-101.  
 Braun, Virginia and Clarke, V. (2013) *Successful Qualitative Research: A Practical Guide for Beginners*, Sage Publications.  
 厚生労働省 (2016) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第12次報告)」 (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000137018.pdf>, 2021.1.24).  
 Munro, Eileen (2005) Improving Practice: Child Protection as a Systems Problem, *Children and Youth Services Review*, 27, 375-391.  
 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法——原理・方法・実践』新曜社。  
 土屋雅子 (2013) 『質的分析手法としての Thematic analysis と analytic rigour』『質的心理学フォーラム』5, 84-85。  
 土屋雅子 (2016) 『テーマティック・アナリシス法——インタビューデータ分析のためのコーディングの基礎』ナカニシヤ出版。

## 萌芽的研究報告

# 高齢者と青年ボランティア —— 社区における世代間交流の文献レビュー ——

上智大学大学院博士前期課程 1 年 王一迪

上智大学 指導教員 岡知史 (248)

[キーワード] 高齢者、若者、社区ボランティア

### 1. 研究目的

中国では、著しい経済発展がみられるが、同時に少子高齢化社会を迎え、高齢者の孤立などの現実問題が生じている。家族が扶養できないために、施設に入所する高齢者も増えている。しかし、中国の多くの高齢者入所施設は地域社会に対して閉鎖的であり、その結果、施設に入所している高齢者も孤立感を深めている。その状況を緩和するため、現代の中国においては、社区において、大学生によるボランティア活動が、施設に入所する高齢者に対して行われている。本研究の目的は、社区における大学生ボランティアと施設で暮らす高齢者との世代間交流について、これまでどのような研究がなされてきたかを整理することである。

### 2. 研究の視点及び方法

高齢者入所施設での社区ボランティアに焦点をあて、「大学生により行われたボランティア活動」に関する研究のレビューを行う。学術情報データベース「CNKI」(China National Knowledge Infrastructure)で「社区ボランティア」(社区志愿者)、「大学生ボランティア活動」(大学生志愿活动)をキーワードにし検索した関連文献を用いる。上記の検索過程を経て、3715 件の文献を抽出した。タイトルから大学生ボランティア活動に関わる 78 件の文献から抽出し、要約を精読し、本研究に直接関わる 15 件の文献を研究対象として選んだ。

### 3. 倫理的配慮

本研究は文献レビューであるが、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に基づき配慮した。

### 4. 研究結果

大学生ボランティアによる、施設に入所している高齢者への支援の研究には、以下の 3 つの研究課題(research questions)がみられた。1) 大学生のボランティア活動が、一人暮らしの高齢者に対してどのような機能をもつのかという課題。たとえば、家族と同じ機能を有しているという研究(张如意 2016)がある。2) 入所している高齢者が青年世代との交流を望んでいるかどうかという課題。たとえば、72、7%の高齢者が学生ボランティアとの交流を望んでいるとの報告(马文琦 2020)がある。3) 大学生のボランティアとの交流で、高齢者が何を得的のかという課題である。たとえば、高齢者はボランティアとの交流によって精神的に豊かになるとする報告(黄婷婷 2020)がある。

### 5. 考察

施設に入所している高齢者への学生ボランティアによる支援の研究は、いずれも入所している高齢者の精神状況に焦点が当てられ、大学生ボランティアが、どのような経過によって支援に至っているのかが明確に述べられていない。すなわち、その活動を推進したのは社区なのか、大学なのか、それとも全く自発的なものなのか明確にされないまま報告されていることが多い。今後は、社区主導の活動、大学主導の活動、そして全く学生の自発的な活動というタイプに分けて、調査して見る必要があるのではないだろうか。

### 6. 主な参考文献

- 张如意・薛平・蔡金琐 (2016) 「浅析“陪餐式”社区居家养老服务——基于扬州市虹桥社区的实证研究」『保障民生, 改革与开放』11, 87-88.
- 马文琦・黄彩微・林晓璐 (2020) 「不同养老体系下的老年群体对高校志愿者服务意愿及其影响因素——以广州市为例」『中外企业家』16, 247.
- 黄婷婷・金璉 (2020.7) 「大学生参与尊老爱幼志愿服务的实践与思考——以苏州科技大学“携手. 伴夕”尊老. 爱老志愿项目为例」『青年与社会』107-108.

## 高齢者を介護する家族の経験

——日本における質的研究のメタスタディ——

上智大学大学院博士前期課程 3年 八嶋美恵子

上智大学 指導教員 岡知史 (会員番号 248)

[キーワード] 家族介護、社会構成主義、メタスタディ

### 1. 研究目的

高齢者を介護する家族の経験を対象とする研究はこれまで多数行われてきたが、「介護の外部化の動きは、改めて、身体介護などの具体的行為に還元できない負担や困難があることを浮き彫りにし、そうした負担や困難の経験を記述した研究が生まれてきている」(井口 2010: 171)。そうした研究成果を実践に活かすために、「一次論文(質的研究)で得た知見から、新たな、広がりをもつ知識をさらに発展させ、実践での活用を可能にするような中範囲理論を導く」(小笹ほか 2008: 404)質的統合が行われてきた。しかし高齢者の家族介護者に関する質的統合の先行研究は「メタデータ分析」のみに終始(小笹ほか 2008; 辻村ほか 2010; 安武 2011)しているものが多く、そこには研究間の方法論や学問領域の違い、すなわちメタ方法、メタ理論の観点欠落していると言える。また、認知症患者も認知症でない人も含めた「高齢者全般」を介護する家族に関する質的研究を統合した研究は未だ行われていない。さらに、本研究と同様に「高齢者」を対象としている「認知症患者を介護している家族の体験」に関する安武(2011)論文では、和文献4本と英文献5本を統合しているが「家族介護」は時代背景や国民の価値観を反映する(安武 2010: 11)ため、和文献のみを対象として日本で介護を行う人の価値観を統合する必要があると考える。そこで本研究では、日本国内における高齢者の家族介護者に対する質的研究をメタスタディの対象として、家族介護者の負担軽減につながる研究方法について考察することを目的とした。

### 2. 研究の視点および方法

本研究で用いた理論は、社会構成主義の理論を土台とした、メタスタディである。Paterson et al. (=2010: 7)によれば、メタスタディは「解釈的な質的研究アプローチである。その基盤は構成主義志向の認識論に基づいており、ある現象についての知識を個人がどのように構築あるいは再構築するかについての理解を深めようとする」。メタスタディと研究レビューは、再帰性(Reflexivity)という点で異なる。「研究レビューはある特定の主題のためにそれまでの研究を要約することが目的だが、メタスタディは『何か(what is)』だけではなく、『何なのだろうか(what should be)』という再帰的な探求が行われる」(Zhao 1991: 379)からである。社会構成主義は、実証主義の立場に立つ研究者たちに対し「自分たちのやっていることが歴史的・文化的に限定されたものであると認識し『最終的な結論』を追い求めるのではなく、広い対話に貢献する」(Gergen =2004: 141)ことを求める。本研究でメタスタディを行った一次研究の選定条件は、Paterson et al. (=2010: 37-52)を参照し、以下の3つとした。第1に、日本語論文であり質的分析が行われていること。第2に、要介護高齢者を介護する家族がインタビューの対象者であること。第3に、インタビューにおいて家族介護者の経験が語られており、論文中にインタビューのトランスクリプトが含まれていることである。その結果、CiNiiにおいて「介護」「インタビュー」「高齢」「質的」等を検索語としてヒットした2,229件の論文から30件を選び、本研究の対象とした。本研究では、メタスタディ(Paterson et al. =2010: 13)を以下のように実施した。まず「問いを形成し、一次研究の評価基準をつく」った。次に「一次研究の選択と評価を行い、データを獲得」し、「一次研究のデータをカテゴリーに分け、コーディング(メタデータ分析)」を行いながら、「一次論文の方法論がどのように結果に影響しているか(メタ方法)」、「一次論文の理論的枠組み、主要なパラダイム・学派(メタ理論)はどのような傾向があるか」など、各一次研究の研究背景を分析した。最後に「その領域への明確な貢献内容の長所と限界を批判的に解釈(メタ統合)」して、研究結果としてまとめた。

### 3. 倫理的配慮

本研究は文献研究である。「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守し、研究を行った。

### 4. 研究結果

メタスタディの研究として、メタデータ分析、メタ方法分析、メタ理論分析、メタ統合の結果を以下に述べる。まず、メタデータ分析では、介護の引き受けや介護を継続する理由として語られている事柄と、介護に困難を感じる理由として語られている事柄の背景に共通の要素があることが発見された。つまり一見すると相反する要素として各研究で導かれた家族介護者の経験が、実際には同様の感情や考え方にに基づきながら、2つの側面を表出しているに過ぎない可能性が示唆された。

次にメタ方法分析では、研究者が研究の前提として意識せずとも「在宅介護を継続するべき」、「介護者の心理面に介入する必要がある」といった価値観を持っている可能性が示された。たとえば、介護者の希望により介護を継続しているのではなく、さまざまな要因によってその介護者が介護をすることとなって在宅介護を継続しており、

それが外部から見ると順調に見えているという可能性もある。それにも関わらず、そのような人も含めて「在宅介護がうまくいっている」(林 2005: 51) という表現でまとめられている事例がある。介護者が在宅介護を心から実施、継続したいと思う人もいれば、仕方がないから行っているという人、見合うサービスに出逢えず諦めた人など、異なる価値観をもちながらも結果として同じような状況にいるという可能性に対して意識的であるためには、研究者自身の介護をめぐる価値観を自覚し、記述する必要がある。また「主介護者の心理面に注目し心理状態に介入する必要があると捉える」という価値観が見いだされた例もある。これらの研究者の学問背景は、臨床心理学であり、このような問いの立て方は自明のものとして述べられている。

メタ理論分析で明らかになったことは、2つある。ひとつは、家族介護者の経験を「プロセス(段階)」として捉えている研究がある。すなわちいくつかの研究論文において、プロセス(段階)を説明する言葉は異なっているが、「混乱」→「孤独」→「引き受け・調整」→「安堵・自己実現」といった一定のパターンがみられた。これは、天田(1999: 48)が、家族介護者の経験を「【前期アンビバレント——ネガティブ——後期アンビバレント——ポジティブ】といった諸局面を経過する一定の方向性を志向するものである」としたことと類似している。もうひとつは、「家族介護者は介護による生活の混沌を乗り越えることができる」(北 2002)という理論的前提から捉えた研究があったことである。これは在宅介護の継続を当然のことのように肯定しているといえる考え方であり、北(2002: 35)が看護の場面でもみられると指摘した「周囲の環境とエネルギーや物質、情報の交換を行うシステムは、その秩序や構造が大きく動揺し安定性を保てなくなった『混沌』状態を契機として、新しくより高次の体制を自己組織化し、再びシステムの安定を取り戻していく」という「散逸構造理論」が使われていると考えられた。このように研究者がもつ理論的前提が、研究のプロセス、そして結果に大きな影響を与えることが示唆された。

メタ統合では、上述3つの分析プロセスを経て、一次研究相互の一致点、相違点に注目し、相反する概念に思える家族介護への肯定・否定的感情が、実際には両面的な経験であることの可能性を指摘した。「介護を継続できる状態」と「介護に困難がある状態」は、一見すると家族介護者が全く異なる状況にあるように見える。しかし家族介護者が「介護を継続できる」または「介護は困難だ」と、どちらか一方の状態のみについて語っていたとしても、その言説をどう捉えるかは状況によっても異なるため、言葉だけを事実として把握することが問題になりうる。したがって、家族介護者の語りから家族介護の状況を把握しようとする際には、話を聴く研究者など自身が、自分がどのような価値観や先入観を持っているのかを自覚した上で、その部分に留まらず、また相手の言葉上に現われるものだけに囚われずに、必要としていることを包括的に導き出す必要があると言えるだろう。

## 5. 考察

本研究は日本において「高齢者を介護する家族の経験」に関する質的研究を実施する際、これまであまり重視されてこなかった、研究者の背景にある価値観や、前提となる理論、認識論などを見出し、それらに対する自省と言語化の必要性を示唆することができた。

今後の研究課題としては、価値観や認識論、理論等を明確にした上で、多様な家族介護者への質的研究を積み上げていくこと、そして、異なる価値観や認識論によって行われた質的研究の結果を用いて、現在の多様で複雑な家族介護者の問題解決への示唆を行うことが求められるだろう。

## 6. 参考文献

- 天田城介(1999)「在宅痴呆性老人家族介護者の価値変容過程」『老年社会科学』21(1), 48-61.
- 林葉子(2005)「夫を在宅で介護する妻の介護役割受け入れプロセスにおける夫婦関係の変容——修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチによる33事例の分析」『老年社会科学』27(1), 43-54.
- 井口高志(2010)「支援・ケアの社会学と家族研究：ケアの『社会化』をめぐる研究を中心に」『家族社会学研究』22(2), 165-176.
- Gergen, Kenneth J. (1999). *An invitation to social construction*, Sage. (=2004, 東村知子訳『あなたへの社会構成主義』ナカニシヤ出版.)
- 北素子(2002)「要介護高齢者家族の在宅介護プロセス——在宅介護のしわ寄せによる家族内ニーズの競合プロセス」『日本看護科学会誌』22(4), 33-43.
- 小笹優美・山本則子・片倉直子・辻村真由子・藤田淳子・篠原裕子・松川仙奈・磯部有紀子・園田芳美・石垣和子(2008)「在宅療養を支える家族介護者の介護への対処法の習得」『看護研究』41(5), 403-417.
- Paterson, Barbara L., Sally E. Thorne, Connie Canam, and Carol Jilings (2001). Meta-study of qualitative health research: A practical guide to meta-analysis and meta-synthesis, Sage. (=2010, 石垣和子・宮崎美砂子・北池正・山本則子訳『質的研究のメタスタディ実践ガイド』医学書院.)
- 安武綾(2011)「認知症患者を介護している家族の体験のメタ統合」『家族看護学研究』17(1), 2-12.
- Zhao, Shanyang (1991). Metatheory, metamethod, meta-data-analysis: What, why, and how? Sociological Perspectives, 34(3), 377-390.

## 研究報告部門

### 介護職による「尊厳の保持」に向けた関係形成に関する一考察

#### —性的マイノリティ利用者との出会いに関するインタビューを通して—

東京 YMCA 医療福祉専門学校 非常勤講師

東京大学大学院 新領域創成科学研究科 博士後期課 ○佐々木 宰 (9393)

〔キーワード〕 性的マイノリティ、介護、尊厳の保持

## 1. 研究目的

介護(ケア)を含む対人支援職には、クライアント(利用者)を個別化し、ありのままに受容する態度が求められる。しかしケア関係は、ケアの受け手がそれまで秘匿してきた身体や生活の主体性をケアの送りにさらけ出さなければならない「根源的な暴力性」(天田 2004:66)を内包し、その営みがどこに着地するかわからない「不確実性」(三井:2004)を伴い、さらにケアの送りが「受け入れ」と「働きかけ」の間の「内なる葛藤」(西平 2013:5)と向き合うとする指摘もある。特に性的マイノリティの利用者にとっては、私生活への介入や身体接触を不可欠とする介護サービスを利用しながら自身の尊厳をどう保持するかは重要な課題であり、同時に介護職にとっても、この出会いは自らの内なる葛藤と向き合わざるを得ない場面でもある。本研究の関心は、介護職と多様なマイノリティ要素をもつ利用者との関係通じて「尊厳の保持」はどのような形で立ち上がりうるのかにある。まずそのヒントを得るために、性的マイノリティ利用者との出会いをキーワードにした介護職へのインタビューを行った。

## 2. 研究の視点及び方法

インタビューは、性的マイノリティをテーマにした医療介護関係者の懇話会で募った介護職2名(Aさん(40代男性、介護職経験約20年)、Bさん(30代男性、経験約10年))の協力を得て、2019年9月に1人1回約60~90分で実施した。半構造化面接法で行い、主な内容は「介護現場における性的マイノリティ利用者(そう思われる人も含む)との出会いの経験とその時の対応」「今後出会った場合に予測される自身や所属するチームの対応」「今後介護専門職に求められる姿勢」である。同意を得て録音し、逐語記録を作成した。分析は、SCAT(Steps for Coding and Theorization;大谷 2019)の手続きを参考に、記録から4段階で抽象化を行い、生の語りも交えた「ストーリーライン(現時点で言えること)」を再構成した。

## 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に従って実施した。両氏に研究の主旨、協力の任意性、個人情報保護及び結果公表時の匿名性の確保について書面で説明し、同意を得た。

## 4. 研究結果

### 1. Aさんのインタビューを通じて再構成したストーリーライン(現時点で言えること)

Aさんはある時、長く担当してきた利用者から、自身が性的マイノリティであるとカミングアウトされた経験がある。以前から何となく気づいてはいたが、あえて踏み込まない構えで接してきた。これ以外にも、利用者が一見唐突に見えるタイミングで、語りにくい自身の内面や過去の経験を語り出すことがあった。ことがそのような場面でAさんは、利用者にはきっと「このプロセスを経ないと、本来の私じゃない」という思いに至った援助関係における承認への欲求と、その語りの背景と文脈に関心をもつ。「それ(カミングアウト)を引くくめた文脈を捉えて、その人の個別性が、ようやく自分では知ることができたんだな」と整理した。性的マイノリティという属性から配慮したポイントが本人の思いとずれていることもあり、その都度視点を修正していった。Aさんは、マイノリティ属性に限らず利用者として自己との異質性を前提として、語りの文脈から個別性を捉えようとする。このような思考パターンは、B氏がこれまでの経験から形成してきた「儀式みたいなもの」であるという。

しかし個別性といっても、個々の知識や経験によって「想像できる個別性と想像できない個別性」がある。Aさ

人は「配慮」などの抽象概念は個々に解釈の分かれるものであり、むしろ日ごろから小さな場面を通してその解釈を共有したり、「不適切な対応」を検証する職場環境であることが重要だとする。「どう配慮するか」よりも、日ごろから「不適切なケアの可能性」を前提としてケアを検討することで、利用者との相互関係に応じて自らの配慮のポイントを修正していくことができる。このような風土を作ることで、利用者の多様な個性に配慮した個別ケアを追求する環境ができるのではないかと A さんは考えている。

## 2. B さんのインタビューを通じて再構成したストーリーライン（現時点で言えること）

B さんは、これまで勤務した 2 ヶ所の介護施設を思い返して、性的マイノリティの利用者が「いたのかもしれない」が、「巡り合ったことがない」という。B さん自身が性的マイノリティ当事者だが、将来自身に介護が必要になった時、介護職には「そこまで僕のことを、深く知ってもらいたいとかは、おそろく思わ」ず、心理的な距離をとって「職業規範に則った行動ができるのがプロ」であり、ケアプランに則った介護をしてくれれば良いと考えている。B さん自身も、介護実践を通して、利用者が求める心理距離感を探ることを最も重視してきたという。しかし、適切な距離感、具体的な規範や規程を備えた専門職像は不明確であり、そのようなプロと出会える確実な保証は、今のところない」話す。

以前の職場では、利用者との関係について個々に異なる思いや感覚を実践知として言語化し、チーム内で共有する風土があった。多様な関係の質的側面が言語化され、チームメンバー間で共有されることで集合知としての基本姿勢になり、それが再び個人に還元される循環ができていたと B さんは考えている。介護現場は「その人らしさを大事に」等の理念を掲げるが、個々の介護職やチームによって抽象理念の解釈のバラつきがあり、ケアの質も多様になる。正解のなさが介護の本質とも言える。それぞれの実践の根本に介護職の専門性はあると思うが、現場では介護の本質の曖昧さ、語りづらさから関心を持つ同僚は少なく、「同じ日本語なのに理解し合えない感じ」になることもある。B さんも「いろいろ振り返ってみたい」といい、自身の経験を省察している。

## 5. 考察

両氏の語りで鍵となる概念は「言語化」と「循環」である。両氏共に、不確かな実践知を言語化してアウトプットし合うことでその都度の集合知を形成し、再び各自の実践へと向かう流れが循環する環境を重視している。援助関係は援助者とクライアントの情緒と態度による力動的な相互作用であり（F・P バイステック=尾崎他 1996）、援助者が受容するだけでなく再び働きかけるという循環を伴うため、その結果を単純な因果関係で説明することは困難であり、当然個々の介護職は内なる葛藤を抱えることになる。この関係を「尊厳の保持」に向けてより確かなものに向かわせるために、実践知の言語化が必要と考えられる。

また両氏ともに、利用者との距離感を重視している。性的マイノリティの存在は可視化しづらく、当事者自身も自己のニーズを容易に表現できないからこそ、相互作用のなかで心地よい距離感を測り合う。B さんは当事者としても介護職としても距離感を重視し、A さんが受けた一見唐突に見えるカミングアウトは、見方を変えればその過程で自らの尊厳のためにした自然な働きかけであり、A さんが重視する距離感と一致した場面だったと言える。

2 人の語りからは、介護関係を通じた尊厳の保持とは、利用者・介護職が程よい距離を図り合う相互作用と、複数の介護職員が個別具体的な実践の言語化と共有を繰り返す循環のなかで認識され、立ち現れる可能性がある。

### 【文献】

- 天田城介（2004）『古い衰えゆく自己の／と自由—高齢者ケアの社会学的実践論・当事者論—』ハーベスト社、64
- F・P バイステック=尾崎新・福田俊子・原田和幸訳『ケースワークの原則 [新訳版]』誠信書房、106-140
- 三井さよ（2004）『ケアの社会学 臨床現場との対話』勁草書房、150-158
- 西平直編（2013）『ケアと人間 心理・教育・宗教』ミネルヴァ書房、5
- 大谷尚（2019）『質的研究の考え方 研究方法論から SCAT による分析まで』名古屋大学出版会

## 萌芽的研究報告部門

### 地域住民との連携・協働により社会資源を開発したソーシャルワーカーの プロフェッショナルコンピテンス

千葉県白井市役所／東洋大学大学院 博士後期課程3年 鈴木 智子 (009090)

〔キーワード〕 地域住民との連携・協働、社会資源の開発、専門職の能力

#### 1. 研究目的

地域共生社会の推進においては、新たに生じるニーズに対応するため、権利擁護、支持や援助に加え、関係者の連携・調整や資源開発が行える人材を育成するべきとされるが、個別支援に比べて社会資源の開発に関するソーシャルワーカーの自己評価は低い傾向にある。社会資源開発能力の獲得支援においては、既往の理論に立ち返ることももちろん重要であるが、それに加えて、現にその経験を有する専門職の実践から学ぶことにも意義がある。本研究では地域住民と連携・協働して社会資源を開発した経験のあるソーシャルワーカーが、実践の過程においてどのような能力を発揮したのかを明らかにし、専門職養成の一助となることを目指す。

#### 2. 研究の視点及び方法

専門職の能力分析の視点として、プロフェッショナルコンピテンス概念を活用する。プロフェッショナルコンピテンスについて、報告者は、先行文献をふまえて「ソーシャルワーカーの職務上の目的や責務を遂行するため、ソーシャルワーク実践の基盤要素である知識・技能・価値を、効果的・統合的に活用して実践に適用する個人の能力の総体」と定義し、構成領域として、ソーシャルワーク実践の基盤要素、対人関係構築などの実践行動、観察・判断、態度・性格などの内面特性があるとしている。また、本稿ではコンピテンスについて、プロフェッショナルコンピテンスを構成する個別具体的要素と規定する。方法として、地域住民との連携・協働により社会資源の開発を行った経験のある地域包括支援センターの社会福祉士9人に半構造化面接を行い、逐語録を作成したほか、一部の対象者が著述した書籍を文字データとし質的データ分析を行った。本研究においては社会資源を「地域に存在し、個人の生活上のニーズ充足や課題の解決をもたらす有形無形の諸要素」と定義し、諸要素のうち、サービス・事業、活動、組織を開発した経験があることを対象者の要件とした。調査は2019年11月～2020年2月、10月に実施した。

#### 3. 倫理的配慮

本調査の実施にあたり、東洋大学大学院社会福祉学研究科研究等倫理委員会の審査を受け承認を得ている。また、日本社会福祉学会の「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に基づき倫理的配慮を行った。

#### 4. 研究結果

社会資源開発を実現する軸として、【限界を覚知しつつ課題の解決を志向する力】【既成に捉われずに必要な社会資源を捉え、開発に向かっていく力】【開発・運営のための情報収集と分析をし、戦略を立てる力】【熱量をもって戦略を実行し、試行錯誤しつつ継続する力】が、連携・協働の軸として【「専門職としての自己」を脱いで人として向き合い、地域につなぎ目を増やす力】【対話により共感と協力を獲得し、地域の主体性を顕在化させていく力】【共に取り組む仲間を増やし、機動力あるベースキャンプをつくる力】というコンピテンスカテゴリーが生成された。全体に関わるコンピテンスとして、『「専門職としての自己」の着脱』がある。

#### 5. 考察

日々の実践において、制度や組織の枠組みから外れる課題から目をそらすのではなく、自身、組織、制度の限界を覚知しつつも課題を受け止め、解決を志向することが、社会資源開発に向けた動力となっている。地域住民との連携・協働においては、相手・状況に応じて「専門職としての自己」を脱ぎ、人として向き合う態度がある。これは、専門性がない一般の人になるということではなく、専門性を根底におき、専門職としての自己を覚知したうえで専門職としての器を外し、地域に関わり共に生きる人として相手と信頼関係を結んでいくと捉えるべきであろう。

さらに、社会資源開発に向けた土台となる「機動力のあるベースキャンプ」を構築しており、この実現のため、相互信頼を結び、前向きに判断し、対話により有機的な場を醸成する力が発揮されている。専門職養成においては、知識・技能の習得に加え、あらゆる課題を受け止め解決を志向する視点、地域住民と関わるうえでの自己覚知と「人として」のかかわりのあり方、機動力ある有機的な場づくりを学ぶ機会をもつことが重要と考える。

#### 引用文献

鈴木智子 (2020) 「ソーシャルワーカーのプロフェッショナルコンピテンス概念の検討 一国内文献のレビューによる特性と要素の析出」『東洋大学大学院紀要』56, 135-153.

## 地域参加促進イベントにおける普及ネットワークの働き

〔キーワード〕 社会的孤立、普及ネットワーク、紐帯の強さ

### 1. 研究目的

地域福祉におけるネットワーク理論の摂取は、1980-90年代、ソーシャルサポートネットワーク（SSN）を中心に精力的に行われた。今日、ネットワークという言葉は各種の行政資料やテキスト類にもみられ、すでに実践・政策・理論に溶け込んだキーワードとなっているといえるが、その内実について継続した研究関心が十分に払われてきたとは言い難い状況にある（松岡，2016）。しかしながら、近年の生活支援体制整備事業、重層的支援体制整備事業などは地域社会の関与と連携を前提かつ目的とする政策体系であり、ネットワーキングによる地域社会の能力開発の方法論はますます重要性を増している。そこで本研究では、A市で実施された孤立予防のための地域参加促進イベントを事例に、資源調達や参加促進における普及ネットワークの働きについて考察したい。

### 2. 研究の視点及び方法

本研究は、イベントの当日参加者を対象とした質問紙調査（参加者調査 N=316、出展団体調査 N=29）、地域包括支援センター（包括）を対象とした質問紙調査（包括調査 N=5）、記録等を資料とする事例研究である。筆者は、同地域を担当する市町村社会福祉協議会および包括職員（第1層生活支援コーディネーター）として企画・運営に参加した。対象期間は、事例の実行委員会が活動した2018年8月～2019年2月である。本研究では、「紐帯の強さ」（Granovetter, 1973）概念を団体・組織間ネットワークに援用し、主に普及ネットワークの構成面から課題に接近する。なお、本研究で用いる「普及ネットワーク」とは「普及」——「要素（elements）が社会システムに伝達されたり、模倣されたり、採用されたりするプロセス」（Kadushin, 2012=2016: 183）——に関わる人および団体・組織間の「ネットワーク」——「関係性の集合」（Kadushin, 2012=2016: 16）——を指すものとする。

### 3. 倫理的配慮

資料の研究目的使用については、主催実行委員会の同意を得ている。質問紙調査については、回答用紙にプライバシーの保護、研究目的使用について記載し、会場においても口頭での説明を行った。本研究は日本社会福祉学会「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」の定めに基づき作成している。

### 4. 研究結果

事例は、4つの包括（中圏域）が「孤立リスクの高い男性高齢者の地域参加」を主題に3か年度にわたって行った合同地域ケア会議（2016～2018年度）を背景としている。この継続的な検討をふまえ、2018年8月、基幹包括を加えた5つの包括を共同事務局とする実行委員会が組織され、2019年2月、地域の団体等を紹介し、退職後早期の地域参加を啓発するイベントが開催された。A市では2000年から孤立およびそのリスクが高い住民を対象とした見守りネットワーク活動が取り組まれてきたが、当該イベントは自立度の高い男性高齢者を対象に、より予防的な視点から住民の自発的な地域参加をうながす取り組みとして企画された。実行委員会の主体は合同地域ケア会議に参加したNPOであり、従来の見守りネットワークの関係者に加え、様々な地域主体に出展、協賛、協力が依頼された。その結果、出展者は30団体・企業、協賛者は30企業、協力者は88団体・企業、ボランティアは92名となった。準備過程では資金調達が大きな課題だったが、最終的な予算（322,400円）の87.6%（282,400円）は協賛により調達され、通常の包括事業の枠組みを超えた地域イベントとなった。当日来場者は780人（パンフレット配布数）、参加者に占める男性の割合は29.4%、各出展ブースの平均訪問者数は118.0人であり、いずれも実行委員会が開催前に設定した目標値を大幅に超えた。「地域活動の参考になった」と回答した来場者は84.2%、「団体の周知につながった」と回答した出展・協賛者は100.0%であった（参加者／出展団体調査）。

上記のような普及過程の要因を探るため、イベントの普及ネットワークの構成団体（＝出展・協賛・協力団体。総数146）に焦点をあててみたい。「包括調査」では、5つの包括を対象に、各団体とのつながりがイベント以前からのものであったか、イベントをきっかけにつながったものであったかを尋ねた。まず、構成団体の総数は集計

上、連合会単位で1とした町会・自治会（域内82団体）や、民生委員・児童委員を含む見守りネットワークの協力員等を含んでいた。これらは5包括の全てがイベント以前からのつながりを有していた接続の重複度100.0%の団体であった。第二に、5包括共通の「新規」団体の割合は30.1%であった。しかし、包括別にみると、「新規」団体は55.5%~67.1%を占めていた。この相違は、イベント以前には少数の包括との接続しかなかった団体が構成団体に含まれていたことを示唆している。そこで、団体ごとにイベント前からの5包括との接続の重複度を再集計したところ、「低位（0~1包括）」73（50.0%）、「中位（2~3包括）」38（26.0%）、「高位（4~5包括）」35（24.0%）となり、接続「低位」すなわちイベント以前には包括とのつながりが乏しかった団体が半数を占めていた。第三に、構成団体を団体種別でみると、一般事業者66（45.2%）、福祉事業者48（32.9%）、NPO14（9.6%）であった。このうち、包括との接続「低位」の団体は、一般事業者54（81.8%）、福祉事業者6（12.5%）、NPO8（57.1%）であり、接続「低位」は一般事業者、NPOで過半数を超えた。第四に、協賛者は、一般事業者23（76.7%）、福祉事業者7（23.3%）であった。一般事業者、福祉事業者を合算した包括との接続の重複度は「低位」16（53.3%）、「中位」8（26.7%）、「高位」6（20.0%）であり、協賛者でも接続「低位」の団体が占める割合が高かった。

## 5. 考察

まとめると、本事例の普及過程は町会・自治会、見守りネットワーク協力員、福祉事業者等との既存のネットワークを基盤に、一般事業者やNPO等の新規の接続およびその機会を開発することによって成立していたといえる。結果として、本事例の普及ネットワークは、資金・プログラム提供、口コミによる誘い出しやポスター掲示等の周知協力、イベント当日のボランティアや一般参加など、様々な形の資源を当該イベントにもたらした。

そのネットワーク構造を「紐帯の強さ」から考えてみたい。紐帯の強さは、ともに過ごす時間量、情緒的な強度、親密さ、助け合いの程度の組み合わせとして概念化される（Granovetter, 1973: 1361）。本事例の構成団体を包括（イベント事務局）との接続度からみると、実行委員会や町会・自治会、見守りネットワーク、福祉事業者等の接続「高位」の団体（強い紐帯）と、一般事業者やNPO等の接続「低位」の団体（弱い紐帯）に分類されるだろう。

この区分をふまえて実践のプロセスに目を向けてみると、事務局及び事務局を含むコア集団（実行委員会）の強い紐帯（閉じたネットワーク）は、一貫して取り組みの発火点であり推進力であったといえる。3か年度を経て普遍化された課題を受けて発足した実行委員会は、約6か月の間に計11回の委員会を開催し、イベントの企画と準備に取り組んだ。このコア集団を軸に既存の見守りネットワーク等の紐帯が組み合わせられてエージェンシー（行為主体性）が構成され、企画は出展・協賛・協力を行った外部集団に伝達され、最終的に住民一般への伝播・波及がなされたのである。

他方、5つの包括共催により可能となった接続「低位」の団体へのアクセスや構成団体の多様性に示されるように、当該イベントは弱い紐帯を通じた、地域の多様な、孤立した主体のネットワーキングの結果であった。「弱い紐帯や、橋渡しとなる個人は、内輪のサークルから広い世界へと拡散を行うのに不可欠」（Kadushin, 2012=2016: 283）とされるが、本事例でも集団間をつなぐ紐帯の開発は拡散に効果を発揮したといえる。それは、日常においてはそれぞれの社会空間に住み分けているような、NPO、一般事業者、福祉事業者、町会・自治会などの異なる集団、分野、機関間の接続であり、拡散のプロセスを促進する外向きの開いたネットワークであった。

1980年代以降、地域福祉は個に対して資源を集中させるSSNに関心を寄せてきた。SSNは個人情報等を共有しうる、緊密な関係性の集合としての特性を有しているが、以上の結果・考察をふまえると、本事例のような普及型の取り組みでは、基盤となるネットワーク（強い紐帯。本研究では見守りネットワーク等）の結束の強化や活性化に加えて、弱い紐帯の開発が不可欠に要求される可能性があると思われる。

## 引用文献

- Granovetter, M. S. (1973) The strength of weak ties, *The American Journal of Sociology*, 78 (6): 1360-1380.
- Kadushin, C. (2012) *Understanding Social Networks: Theories, Concepts, and Findings*, Oxford University Press. (=2015, 五十嵐祐監訳『社会的ネットワークを理解する』北大路書房)
- 松岡克尚 (2016) 『ソーシャルワークにおけるネットワーク概念とネットワーク・アプローチ』関西学院大学出版会.

## 福祉専門教育における自己評価の変化とその諸要因

### —学生へのアンケート調査の分析 2011～2020—

東京福祉大学 福祉専門職支援室 特任講師 山脇敬子 (6145)

[キーワード] 自己評価、カリキュラム改正、因子分析

#### 1 研究目的

「介護福祉士制度及び社会福祉士制度のありかたに関する意見」(2006 社会保障審議会福祉部会)では、社会福祉士養成に「相談援助に係る専門的な知識及び技能を有する実践力の高い社会福祉士を養成していくことが重要」との提言があった。高齢化や家族意識の変化により地域のニーズは拡大してきているが、社会福祉士の任用・活用の状況は低調である実態があった。その後、2007 年秋に「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案」が可決された。ソーシャルワークは、大学における講義演習と実習による現場の学びを通じて、実践力の高い社会福祉士が養成されるとして、カリキュラムの改正が行われ、講義は 1050 時間から 1200 時間へと増加した。地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するための専門職という実践力を期待され、現場重視、多職種連携がすすめられている。

ここでは、社会福祉入門科目を学ぶ学生に、カリキュラム改正の結果がどのような効果をもたらしたか、学生の専門職の能力形成に変化がみられるのか、検証をした。それらを明らかにすることにより、今後のソーシャルワーク教育の方向を示唆できると思われる。

#### 2 研究の視点および方法

カリキュラムの改正による学生への影響を計るために、学生の学力の質の変化、自己評価の構造を明らかにする。今回対象としたのは、2019 年度入学、2020 年度社会福祉学部社会福祉専攻の 2 年生で「ソーシャルワーク実習指導 I」の科目を履修している B 大学 3 クラス 55 名の学生である。比較したのは、2011 年に「社会福祉学演習 I」(南彩子教授担当)を受講した A 大学 33 名である。(南は事前・中・事後評価の変化を Wilcoxon の符号付順位和検定で明らかにしている。ただし事前事後 3 回のいずれの授業にも参加した 16 名をデータとした)。

アンケートの項目は、先行研究(山田・沖・森により 1 年次教育の研究で作成)で取り上げられた 22 項目である。アンケートの結果を集計し、2011 年度入学の学生と 2020 年の学生との平均値の比較をした。

その後、大きく変化した点について、その要因を探るため、数量分析を行った。使用した統計ソフトは、SPSS24.0 for Windows であり、平均値の比較、因子分析を行った。

#### 3 倫理的配慮

対象とした学生には、調査の意義を説明し、アンケートに答えなくても成績には影響がないこと、社会福祉教育について今後の教育の充実のため協力をしてもらいたいことを説明し、同意を得た。学生個人や関係者が特定されないよう配慮をし、不利が生じないことを理解してもらった。匿名で実施するので、個人が特定されないこと、研究が終わったのち資料は廃棄されることを説明した。日本社会福祉学会の研究

倫理指針を遵守して、調査を行った

#### 4 研究結果

2011年度学生と2020年度の学生では、自己概念は低下する傾向にあったが、上昇している領域もあった。1, 2年次の専門基礎分野であるから、それぞれの項目を4つの領域、I 主体的学習習慣の形成、II 基本的学習スキルの修得、III 社会福祉への興味・関心の涵養、IV 福祉に関する知識量を増やし、正しく理解し考えるという4点に分けている。2大学の平均値を比較すると、3領域では低下していたが、IV知識

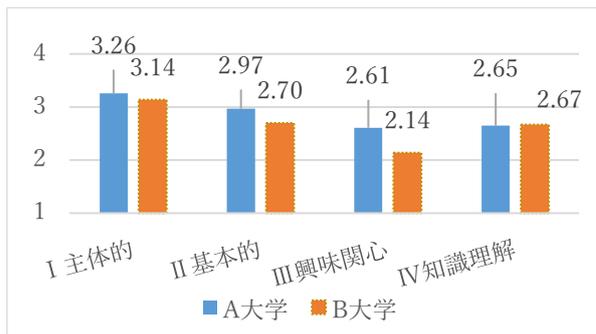


図1 4領域における自己評価の平均値

量を増やし、正しく理解し考える、という領域はわずかに上回っていた。

なぜ、3領域で10年近い間に低下したのか、検討した。B大学の男女差を調べると、諸項目で平均値に有意な差はみられなかったが、いくつかの点では性差がみられた。

つぎに、総得点を「上位」「中位」「下位」の3グループに分けて比較した。

多くは上位グループ（19名）の点数が高く、

中位（18名）、下位（18名）の順で下降直線であったが、例外的に上昇線や山型、谷型がみられた。

全体でみると、「主観的学習習慣」や「基本的学習スキル」、「社会福祉への興味・関心」は薄れている。代わりに、学生たちにどのような能力が形成されているのかを因子分析で調べると、値が1をこえる固有値は8つみられた。22項目の中から、因子を精査して3因子解が求められた。第1因子は、「行動能力の養成」、第2因子は「論理的思考とIT技術の能力」、第3因子は「福祉への理解力と社会に対する関心」、とした。2011年に比べ主観的学習習慣や基本的学習スキルは退化したが、代わって新たな能力であることが検証された。

#### 5 考察

地域社会のニーズに適応できる社会福祉士を養成するよう、カリキュラム改正が行われてきている。現場実習の増加は、多くの時間を当てるようになってきている。その結果、大学の授業で身に着ける基礎学力ともいえる3領域で低下している。この現象はカリキュラム改正の結果である。2点目として、対象とした学生は、4月から遠隔授業で、大学での講義は全く受けることができなかった。それも学習の自己概念やモチベーションを下げる要因になっている。3点目の要因として、関東と関西という学生の意識、地域差がある。4点目には、10年近い時間の流れは、社会を変え学生意識に影響を与えている。5点目は個人的能力、大学入学時の差である。社会福祉学の理論や独自性をもって活躍するために、社会福祉特有の専門性を学ばなくてはならない。基礎を培うには、社会福祉固有の概念を学ぶことが必要であり、社会福祉士の専門能力の基盤になるのである。コロナで変わる時代の変化の中、コーホート集団としての学生は時代に順応し、リテラシーの能力を身に着けている。地域共生社会での社会福祉士への期待は大きいですが、社会福祉の専門性をいかに培うかが問われている。

## 萌芽的研究報告部門

### 医療生活協同組合における保健医療福祉への組合員参加の促進に関する一考察

東京都立大学 大学院博士後期課程 2年 小山 宰 (009663)

〔キーワード〕 組合員参加, 医療生活協同組合, 保健医療福祉の統合

#### 1. 研究目的

住民および組合員の参加による保健医療福祉の実践に取り組む医療生活協同組合（以下、医療生協）において、そこでの組合員参加は、どのように具体化がなされているのか、それらを促進する組合員や保健医療福祉専門職の働きかけの内容を明らかにすることを本研究の目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

わが国における保健医療福祉の統合および地域包括ケアシステムの推進において、住民参加の促進が期待されているものの、主体的な住民参加の具体化が困難となっていること等が指摘される。本研究では、民主的な参加に意識的に取り組んでいることがその特徴として挙げられる医療生協における組合員参加に着目をした。それら組合員参加の取り組みが高く評価される A 医療生協の組合員および保健医療福祉専門職に対しインタビューを実施し、グレーザー派グラウンデッド・セオリーを用いて、組合員参加を促進する働きかけの内容を明らかにした。

#### 3. 倫理的配慮

本研究の実施に際しては、調査協力者に対し、研究目的および個人情報の取り扱い等について説明を行い、書面にて同意を得て実施した。また、東京都立大学の研究倫理委員会の承認を得て研究・調査を行った。

#### 4. 研究結果

A 医療生協では、組合員による [生協内外の顔見知りづくり], [相手に応じた医療生協の PR] の取り組みと、保健医療福祉専門職による [地域における横の関係の築き上げ], [事業所の生の情報提供] が、継続的な取り組みとして行われていた。これらにより組合員同士および専門職の間で [信頼の継続的発展] がなされ、個々の組合員においては [医療生協への体験的な共感] が形成されていた。これら一連のやり取りを通し、組合員および専門職の間で【開かれた保健医療福祉の共振】が生まれ、それを基にした [信頼に基づく段階的お誘い], [組合員ならではの役割の信任], [皆が喜べる展望の共有] が、組合員参加を促進していることが分かった。

#### 5. 考察

市民活動への参加促進に関連し論じられるソーシャル・キャピタルの醸成とほぼ同義となる組合員同士または専門職との [信頼の継続的発展] が、医療生協における組合員参加を促進する一要素となっていた。しかし、組合員参加の促進に際しては、それだけに留まらず、それらの信頼関係を基盤としながら、民主的な保健医療福祉の具体化をミッションとする医療生協の活動への理解や共感が、組合員等の中で共有され、拡大することを意味する【開かれた保健医療福祉の共振】が組合員参加を促進する働きかけの基軸となることが示唆された。

## 「利用者主体」についての考察（1）

### —特別養護老人ホームにおける介護福祉を中心として—

〔キーワード〕利用者主体、介護福祉、特別養護老人ホーム

#### 1. 研究目的

本研究は、特別養護老人ホームにおける介護福祉の「利用者主体」について考察することを目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

「利用者主体」という言葉は、介護福祉や社会福祉の分野においてしばしば用いられる大切な言葉であるにもかかわらず、もしくは大切な言葉であるが故に、その言葉の使い方に小さくない違いがあり、実践上の大切なニュアンスが相手へ伝わりにくい場面にしばしば遭遇してきた。「利用者主体」という言葉の使い方について整理し、「利用者主体」という言葉の概念をより明確にしていくことで、介護福祉実践や研究に寄与するのではないかと考えるようになった。本研究は「利用者主体」「介護福祉」などを中心とした文献研究である。

#### 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の研究倫理指針及び研究倫理規定にもとづくガイドラインに基づき配慮している。

#### 4. 研究結果

介護福祉では、実践の中で多くの具体的生活場面にあうため、その場その場で支援を創造することに特徴があると考えられる。「ここで私はどう生きていくか」という利用者の思いを、その場その時の生活場面において実現していけることが、特別養護老人ホームにおける介護福祉の「利用者主体」と思われる。

#### 5. 考察

①「利用者主体」について：「利用者主体」は、利用者と支援者という、2つの主体同士が良好な援助関係を築いてゆくことで、それぞれの主体が常に変化しながら確立・統合されていく中で、支援者が利用者の主体的な側面から支援を展開していくことだと考察する。

②介護福祉と「利用者主体」：介護福祉は、一人ひとりの利用者と介護者との個別の関係の中で行われる。利用者がどう生活し人生を送りたいかは一人ひとり違い、また一人の利用者であっても、その思いや考えは様々な人や環境によって影響され、また影響し、常に微妙に変化していくものである。介護福祉では、利用者の残存能力をなるべく活かしながら、利用者のこれまで・これからの思いを尊重し、利用者が自律した生活を送れるように支援する。ここから、介護福祉と「利用者主体」はとても深く関連していると考えられる。さらに介護福祉では、その実践の中で多くの具体的生活場面にあう。そのため、今そのときの利用者について、利用者の社会環境を意識しながらも、その場その場で支援を創造することに、介護福祉の「利用者主体」の特徴があると考えられる。

③特別養護老人ホームにおける介護福祉の「利用者主体」について：長年共に過ごしてきた人や、慣れ親しんだ環境との関係が、施設入所によって一掃され、全く新しい関係が始まることになるため、利用者の主体は大きく変わらざるを得ず、そこには諦めや不安といった感情がつく。施設の集団生活の中では、介護者は利用者の思いや目的を知り理解するための十分な時間をとることも難しくなるのではないかと考えられる。また介護者は、利用者がなるべく残存能力を活かして自律した生活を送れることを考えるあまり、本来の利用者の姿や思いを見失ってしまうことも考えられる。利用者にとって、介護者や施設生活といった新しい関係を築いていく中で、利用者が「このやり方に慣れる」のではなく、「ここで私はどう生きていくか」という思いを、その場その時の生活場面において実現していけることが、特別養護老人ホームにおける介護福祉の「利用者主体」ではないかと考察する。

**「利用者主体」についての考察(2)****—児童虐待への対応を中心として—**

〔キーワード〕 利用者主体、一時保護、児童虐待、

**1. 研究目的**

本研究は、「利用者主体」という言葉の使い方について、児童虐待への基礎自治体による対応の可能性を意識しつつ考察することを目的とする。特に、「子育て支援の利用」という段階と「一時保護・措置の必要性」に至る段階との間における「利用者主体」をめぐる認識のズレに注目し、変化し続ける家庭の状況をどのように把握し、どのような対応を行うのかについて考察することを目的とする。

**2. 研究の視点および方法**

「利用者主体」という言葉は、しばしば用いられる大切な言葉である。しかしながら、その言葉の使い方については小さくない違いがあり、実践上の大切なニュアンスが相手へ伝わりにくい場面にしばしば遭遇してきた。特に、児童虐待への対応に関しては、①出産前後の支援や子育て支援という利用者が主体的に選択するサービス利用、②児童福祉法第24条各号による「勧奨」や「措置」に基づくサービス利用と見守り、③利用者主体を意識した多職種連携、④要保護児童対策地域協議会における支援方針の検討・推進、⑤児童相談所による措置などの方策などが採られる。これらの方策の基盤的な認識として、「利用者主体」という考え方があるべきであると思われるが、現状では、保護者による意思決定と公的機関や専門職による判断との間で、認識のズレが生じやすい。その結果として、保護者や児童からの信頼を得られない状況が生じる、一時保護の遅れ、児童虐待事案の発生、児童虐待死亡事例の発生などにつながる。それ故に、このズレの存在は、基礎自治体における児童虐待対策における重要な課題であると思われる。

**3. 倫理的配慮**

本研究は、日本社会福祉学会の研究倫理指針及び研究倫理規定にもとづくガイドラインに基づき配慮している。

**4. 研究結果**

①児童虐待への対応について、「子育て支援の利用」という段階から「一時保護・措置の必要性」に至る段階までのグラジュエーションとして、「利用者主体」を意識する。②利用者が公的機関に対する疑心暗鬼に陥る可能性を意識し、信頼を持ってもらえるような対応を意識する。

**5. 考察**

①「利用者主体」という言葉のうち、「主体」は「社会を構成する基本単位」と「中心的な存在」という意味の2つの使い方がされ、その両方を含んだ意味でも用いられる場合もある。「利用者主体」では、「利用者」「支援者」という2つの主体のうち「利用者」の方が「中心的な存在」という意味を含んでいると考えられる。「利用者主体」は、2つの主体同士が良好な援助関係を築いてゆくことで、それぞれの「主体」が常に変化しながら、支援者が利用者の「主体」的な側面から支援を展開していくことである。

②基礎自治体における児童福祉・母子保健による支援と、要保護児童対策地域協議会、都道府県児童相談所など相互間における関係を、多職種連携を意識しつつ、「利用者主体」という視点から日常的に整えておく必要がある。その際、利用者や利用者の家族などの利用意向に関する気持ちの変化が起こることを意識しつつ、信頼関係を保持し続ける努力をしながら、「子育て支援の利用」という段階から「一時保護・措置の必要性」に至る段階までのグラジュエーションとして、「利用者主体」を意識する必要がある。

## 萌芽的研究報告部門

### 障害のある人の表現活動の成果に関する文献検討

#### —障害福祉サービス事業所等の活動に焦点を当てて—

法政大学大学院博士後期課程1年 小野田 由実子

法政大学 宮城 孝 (01554)

[キーワード] 障害のある人, 表現活動, 障害福祉サービス事業所

## 1. 研究目的

近年、障害のある人の表現活動は、障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的に、障害福祉サービス事業所等においても推進されている。2018年には、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が成立し、2019年には、厚生労働省と文部科学省の共管により、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画が策定された。本研究では、こうした活動を推進するための促進要因として、障害福祉サービス事業所等の利用者の変化や活動の成果を知ることの必要性が指摘されている（佐藤・村井 2017）ことを踏まえ、障害福祉サービス事業所等で取り組まれている障害のある人の表現活動に関する国内文献を整理し、障害のある人の表現活動の成果を包括的に明らかにすることを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

障害者自立支援法（2005年）により、それまで障害の種別ごとに異なっていた障害福祉サービスが一元化され、共通の制度により提供されるようになった。そこで本研究では、翌年の2006年から2021年までの国内文献を対象に、CiNiを用いて、「(障害者 OR 障がい者 OR 障害者) AND (芸術 OR アート OR 表現 OR 創作 OR 演劇 OR 音楽 OR 美術 OR 造形)」をキーワードに、タイトル名で検索を行った。さらにハンドサーチにより得られた文献を加えた中から、障害福祉サービス事業所等で取り組まれている表現活動の成果に関する記述のある原著論文、研究報告、調査報告の16文献を対象とした。次に、対象とした文献を精読し、障害福祉サービス事業所等で取り組まれている障害のある人の表現活動の成果に該当する記述について、定性的コーディングを行なった。そのうえで、類似性と異質性を検討し、サブカテゴリー、カテゴリーを生成した。

## 3. 倫理的配慮

「日本社会福祉学会研究倫理規程」及び「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」に基づき作成した。

## 4. 研究結果

分析の結果、「障害のある人」の成果として9カテゴリー、「家族」の成果として1カテゴリー、「支援者」の成果として3カテゴリー、「地域住民」の成果として3カテゴリー、「地域社会」の成果として3カテゴリーが生成された。

## 5. 考察

支援者や地域住民、地域社会においても様々な成果が確認され、障害のある人の表現活動を地域福祉やソーシャルワーク実践の視点から捉え直していくことの必要性が示唆された。今後は、先行研究レビューにより活動を推進する際の阻害要因等を整理したうえで、効果的な実践事例を対象に聞き取り調査を行い、効果的な実践モデルの構築に取り組みたい。

参考文献：

佐藤匡仁・村井資(2017)「岩手県内の福祉事業所・特別支援学校における芸術活動支援の現状と課題」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』19, 55-64.

## 療育場面における倫理的ジレンマ

### -効果的な行動的トリートメントを受ける権利に着目して-

キーワード：療育，効果的な行動的トリートメントを受ける権利，倫理的ジレンマ

国際医療福祉大学 渡辺修宏（6034）

#### 1. 研究目的

本研究の目的は、障害児支援、特に療育の実践場面に従事する援助者を対象とし、彼らが支援をする中で倫理的ジレンマを抱えているかどうかを調査し、同時に、利用児の「効果的な行動的トリートメントを受ける権利」を実現できているのかを明らかにすることであった。

#### 2. 研究の視点および方法

本研究は、徹底的行動主義を哲学的基盤とする行動分析学の視点から、分析と考察を行った。研究の方法は、療育の実践場面に従事する職員を対象とした半構造化面接によるインタビュー調査であった。インタビュー対象者は、放課後等デイサービス事業の創設期よりその事業にかかわり、現在は児童発達支援管理責任者として援助実践と、事業所の運営管理に関わる30代の男性Aであった。すなわち、インタビュー対象者Aは、自らが療育にかかわる援助者であると同時に、その療育関係の運営管理に関わる経営者としての性質も併せ持っていた。

半構造化面接で用いられたインタビュー項目は、望月・富安（1998）の「効果的な行動的トリートメントを受ける権利」に基づき次の4項目とした。すなわち、①治療的な生活環境に対する権利、②行動評価とその継続的な効果測定に対する権利、③機能的なスキルを教える行動的なカリキュラムに対する権利、④可能な限り最も効果的で行動的なトリートメントの手続きに対する権利であった。インタビュー対象者におけるそれらの権利に対する理解と、それらの権利を実現するための具体的な実践、さらにその実践の結果についてインタビューを行った。

#### 3. 倫理的配慮

本研究の実施にあたり、日本社会福祉学会が定める「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に従って、プライバシーの保護などを徹底した。

#### 4. 研究結果

インタビューの結果、Aは「効果的な行動的トリートメントを受ける権利」のすべての権利内容を十分に理解しており、かつ、それらのクライアントの権利をどのように遵守しようかと努めていた反面、現実的にそれが思い通りに解決できないという倫理的なジレンマを抱えていたことが明らかとなった。

#### 5. 考察

本研究の結果、療育の実践場で実践者かつ経営者という重要なポストにある援助者が、クライアントの権利を理解し、より望ましい援助を展開しようという意欲を抱きながらも、それがままならない実態にさらされていることが明らかとなった。また、そのような倫理的ジレンマは、援助者自身が操作できない要因（例えば法人の運営方針といった職位を超えた権限を要する事項など）や、人的資源の限界や、安全を第一義とするリスクマネジメントに起因することが考えられた。

## 実践報告部門

### 地域における父親の子育て支援活動の方向性

#### —A 地域の子育て支援活動参加者のニーズアセスメント—より—

貞静学園短期大学 保育学科 笹尾 雅美 (4469)

〔キーワード〕 子育て不安、子育てニーズ、父親の子育て支援活動の方向性

#### 1. 研究目的

本研究の目的は、A 地域の子育て支援活動の実践報告を行うことと、実践活動によって得た子育て支援活動参加者の子育てニーズをアセスメントすることにより、地域における父親の子育て支援活動の方向性を検討し、導き出すことである。本子育て支援団体は、1997（平成 9）年に子育てサロンとして立ち上げられ、2009（平成 21）年にホームスタートによる訪問活動を開始した。2014（平成 26）年に NPO 法人となり、子育てサロンと訪問活動を中心に、母親の子育て不安の解消・軽減を主な目的として活動を展開して、25 年目となる。

#### 2. 研究の視点および方法

日本における男性の育児休業取得率や父親の家事・育児関連時間は、母親のそれらとの比較や国際水準からみて低いといわれている。女性の就業が増加しても、依然として男性の育児休業の取得が進まず、育児や介護の負担が女性に偏っている実態がある。本研究の対象である「A 地域の子育て支援活動に参加する母親」という限られた集団の子育てニーズにもその実態は顕著に表れている。当団体の子育て支援活動の主な参加者が母親で、長年、「父親にも子育てに参加してほしい」という要望があった。父親の子育て支援活動の方向性を検討するため、2018（平成 30）年～2020（令和 2）年度の期間に、2 つの実践活動を行い、参加者の聞き取り調査を実施した。

#### 3. 倫理的配慮

本研究を行うにあたり、日本社会福祉学会の「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に従い、対象の団体責任者および研究参加者に研究目的を説明し、同意を得た。また研究参加者の個人情報特定されないように氏名や地域を匿名化する配慮を行なった。

#### 4. 研究結果

- ① 2018（平成 30）年度「子育てパパ&ママのための親子教室」と「親子フォーラム」の実践報告（公益社団法人前川財団の 2018 年度助成による）。父親と母親で参加する親子教室を行い、延べ 52 組の参加があった。参加者の聞き取り調査の結果より、活動参加者の約 9 割が、活動に対して「満足」、「やや満足」だった。また、「父親の交流や父親のためのプログラムを行ってほしい」という要望が多くあった。
- ② 2020（令和 2）年度「パパのための子育て支援活動」の実践報告（こくみん共済 coop2020 地域貢献助成による）。参加者の聞き取り調査は、現在集計を行っている。

#### 5. 考察

母親の子育て不安を解消・軽減することを目的として、父親が参加する子育て支援活動を行った。今後、父親を対象とした子育て支援活動のプログラムを展開していくにあたり、父親の子育てニーズを明らかにすると同時に、母親の子育て不安の軽減・解消との関係性をアセスメントすることにより、父親の子育て支援活動の方向性を導き出していく。